

情報公開・個人情報等保護制度施行状況報告書

(令和6年度)

春日井市

目 次

第 1	制度のあらまし	1
第 2	情報公開制度の施行状況	9
第 3	個人情報等保護制度の施行状況	13
第 4	情報提供制度の施行状況	15
第 5	会議公開制度の施行状況	16

資料 1	令和 6 年度情報公開実施状況一覧表	17
資料 2	令和 6 年度個人情報等保護実施状況一覧表	38
資料 3	令和 6 年度会議公開実施状況一覧表	43
資料 4	令和 6 年度情報公開・個人情報保護審査会答申	48

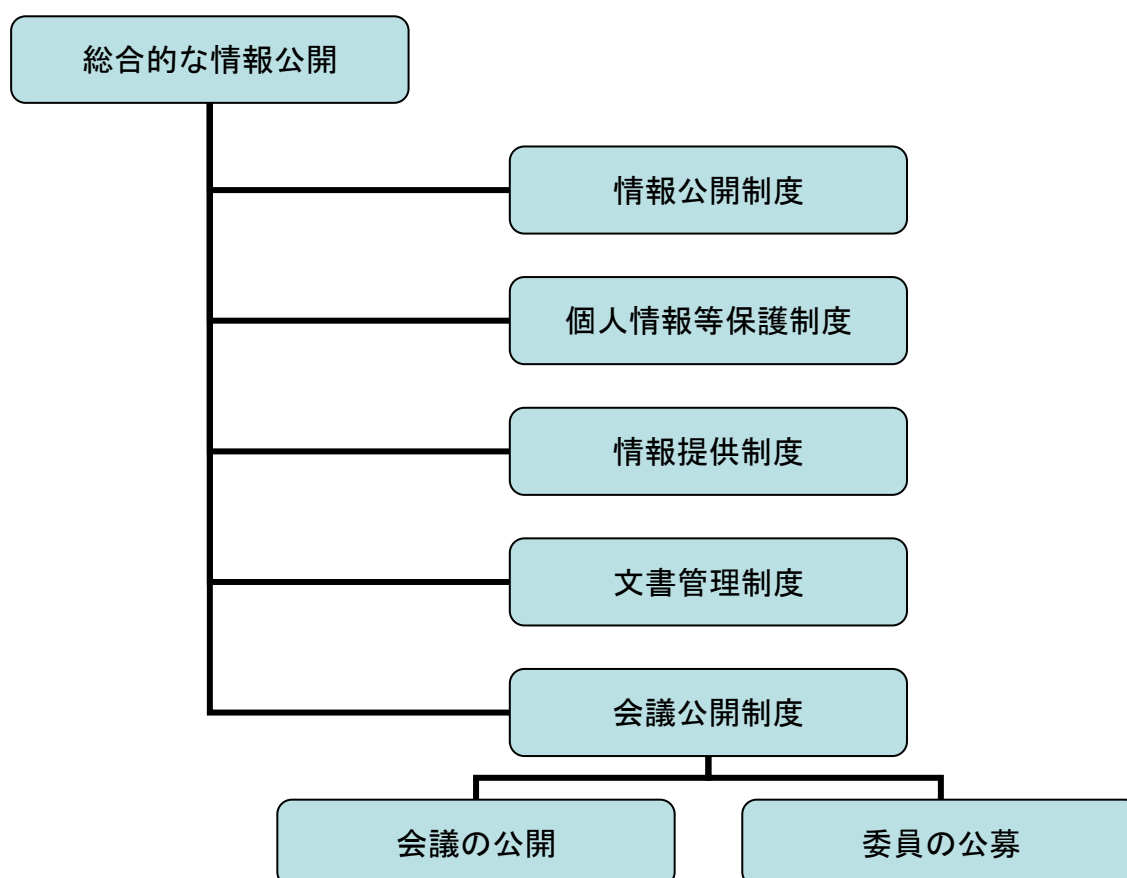
第1 制度のあらまし

当市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報等保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報及び死者情報（以下「個人情報等」といいます。）の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

【総合的な情報公開のイメージ】



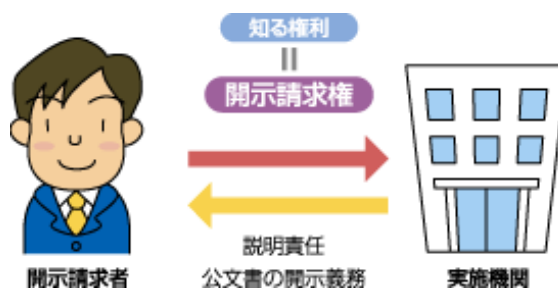
1 情報公開制度

当市では、春日井市情報公開条例を平成 12 年 9 月 29 日に公布し、平成 13 年 4 月 1 日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

【情報公開制度のイメージ】



(1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

(2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

(3) 対象文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。

(4) 請求できる方

市民を含む全ての自然人（他の地方公共団体の住民、外国人等）及び法人その他の団体の方が請求できます。

(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第7条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

法令秘情報（1号）	法令や条例で不開示とされている情報
個人情報（2号）	個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報
法人情報（3号）	法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など
公共安全情報（4号）	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
国等協力関係情報（5号）	国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報
審議検討情報（6号）	審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど
事務事業情報（7号）	事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 開示請求の手続

ア 開示の決定等は、原則、請求があった日の翌日から起算して14日以内に行います。

イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 審査請求

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報等保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(8) その他

ア 公文書の検索資料を作成し、市ホームページに掲載します。

イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。

ウ 開示請求をして公文書の開示を受ける人とそうでない人との間での行政コストに係る費用負担の公平性を図る観点から、公文書の開示の実施に係る手数料を導入しています。

ホームページ掲載場所 ホーム > 市政情報 > 情報公開 > 情報公開・個人情報等
保護 > 情報公開制度 > 手数料を導入しています

2 個人情報等保護制度

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」といいます。）が改正されたことにより、当市の個人情報保護制度は法が直接適用されることとなりました。

当市においては、平成 15 年 4 月 1 日から春日井市個人情報保護条例を施行して制度運用を開始しており、法の改正後においても個人情報等保護水準を維持するため、同条例に必要な改正を行い、春日井市個人情報等保護条例（以下「条例」といいます。）として、令和 5 年 4 月 1 日から施行しています。

個人情報等保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益を保護し、かつ、死者情報を保護することによる市政に対する信頼の確保を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報等の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

法及び条例の概要は、次のとおりです。

(1) 目的

ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

イ 市政に対する信頼の確保

死後における死者の情報を適正に取り扱うことは、該当者が生存中において当然に期待していることであり、その信頼の確保を図ること。

ウ 個人情報等の適正な取扱いの確立

保有の制限等、利用・提供の制限、安全管理措置など個人情報等の適正な取扱いの基本原則を定めること。

エ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

(2) 個人情報（死者情報）の定義

個人（死者）に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの及び個人識別符号（死者識別符号）が含まれ

るものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、DNAデータ、個人番号など

(3) 個人情報等の適正な取扱いの基本原則

ア 保有の制限等

個人情報等は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

イ 利用目的の明示

個人情報等の利用目的を明らかにします。

ウ 不適正な利用の禁止

違法又は不当な行為を助長する等の方法で個人情報等を利用しません。

エ 適正な取得

偽りその他不正な手段で個人情報等を取得しません。

オ 正確性の確保

実施機関が保有している個人情報等が事実と合致するよう努めます。

カ 安全管理措置

保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止など適正な管理をします。

キ 従事者の義務

実施機関の職員等は、その業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。

ク 利用・提供の制限

個人情報等の利用・提供は、一定の制限をします。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 民間事業者に対する助言等

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます（民間事業者に対する強制力は伴いません。）。

(6) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイル（死者情報ファイル）を提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報（保有死者情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人（死者）の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

(1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など13項目について提供すべき事項を定めています。

市役所2階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

(2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。当市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

(3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する指針を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。



第2 情報公開制度の施行状況

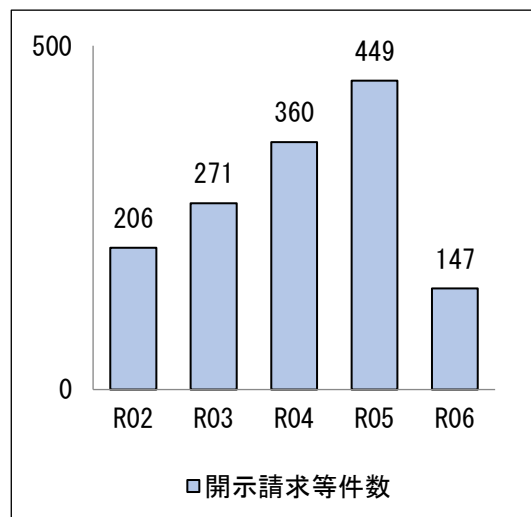
1 開示請求等件数

令和6年度（令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで）の公文書の開
示請求の件数は、147件です。

※ 令和3年7月8日から、任意的開示申出制度を
廃止し、開示請求制度と一本化しました。

※ 令和6年度より、金入り設計書等一定の文書を
情報提供の対象としたため、件数が減少しました。

図1 当市の開示請求等件数の推移



2 国、地方公共団体

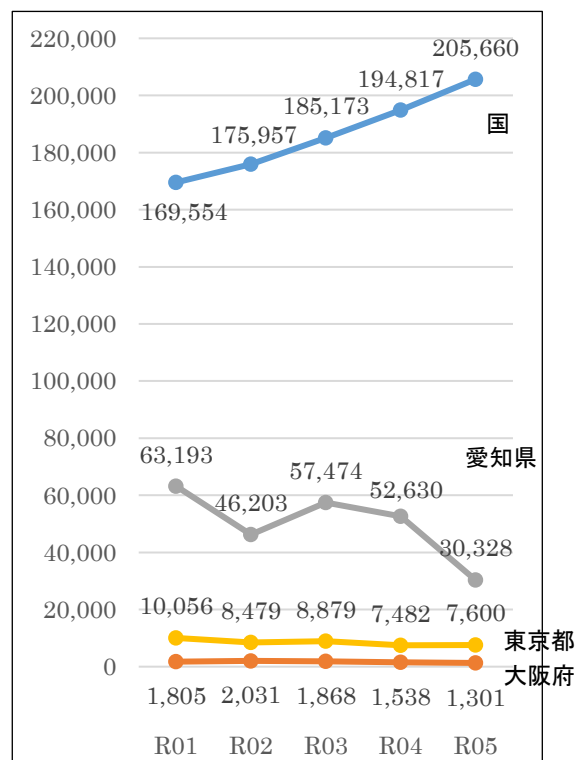
(1) 国、主な都府県

国と主な都府県における令和元年度
から令和5年度までの開示請求等の件
数の推移は、図2のとおりです。

	R01	R02	R03	R04	R05
国	169,554	175,957	185,173	194,817	205,660
大阪府	1,805	2,031	1,868	1,538	1,301
愛知県	63,193	46,203	57,474	52,630	30,328
東京都	10,056	8,479	8,879	7,482	7,600

（備考）令和6年度の状況はまだ公表されていないため、
令和5年度までの状況です。

図2 国等の開示請求件数の推移



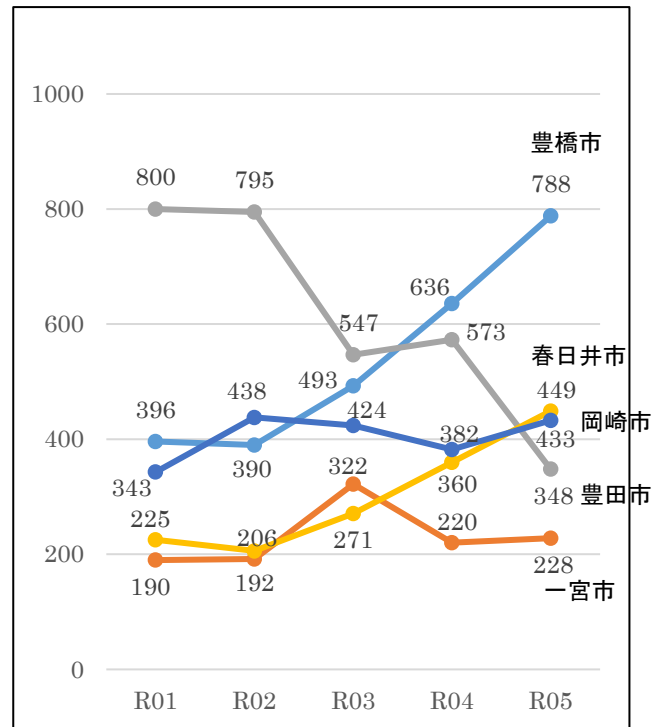
(2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における令和元年度から令和5年度までの開示請求の件数の推移は、図3のとおりです。

	R01	R02	R03	R04	R05
豊橋市	396	390	493	636	788
一宮市	190	192	322	220	228
豊田市	800	795	547	573	433
春日井市	225	206	271	360	449
岡崎市	343	438	424	382	433

(備考) 令和6年度の状況はまだ公表されていないため、令和5年度までの状況です。

図3 県内他市の開示請求件数の推移



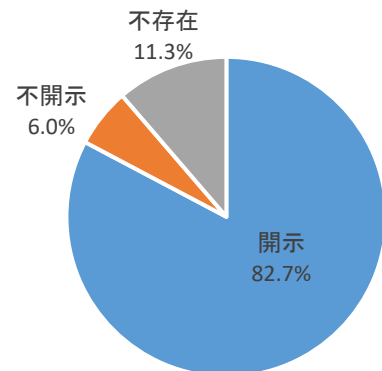
3 開示決定等の件数

令和6年度の開示決定等の件数は、次のとおりで、公開率は約83%となっています。

処理区分	件数
開示	139
(うち全部開示)	44
(うち一部開示)	95
不開示	10
不存在	19

※取下げ 5件

図4 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

4 開示決定等の件数の推移

令和2年度から令和6年度までの開示決定等の件数の推移は右表のとおりです。

年度	請求 件数	処 理 状 況					公開 率
		全部 開示	一部 開示	不開 示	不存 在	取下げ	
R02	206	136	66	1	2	5	99%
R03	271	151	103	0	35	2	88%
R04	360	238	115	3	40	5	89%
R05	449	320	119	6	19	11	95%
R06	147	44	95	10	19	5	83%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

5 部局別の処理状況

令和6年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

部局名	請求 件数	処 理 状 況					
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	公開率
健康福祉部	25	8	15		3	2	88%
上下水道部	21	4	11		2	3	88%
市民生活部	18	6	4	8	1		53%
まちづくり推進部	17	12	9	2	4		78%
総務部	16	3	14		1		94%
建設部	10	3	6		2		82%
いきがい創生部	10	1	11				100%
教育委員会	6		7		2		78%
環境部	5		4		1		80%
企画経営部	4	3	1		1		80%
こども未来部	4		4				100%
産業部	4	1	4		1		83%
市民病院	2	2	1		1		75%
消防本部	2		2				100%
議会事務局	2	1	1				100%
監査事務局	1		1				0%
DX推進部							0%
会計管理者							0%
選挙管理委員会							0%
公平委員会							0%
農業委員会							0%
固定資産評価審査委員会							0%
合 計	147	44	95	10	19	5	83%

6 開示請求の内容別件数の推移

令和2年度から
令和6年度までの
請求内容の上位3
は右表のとおりで
す。

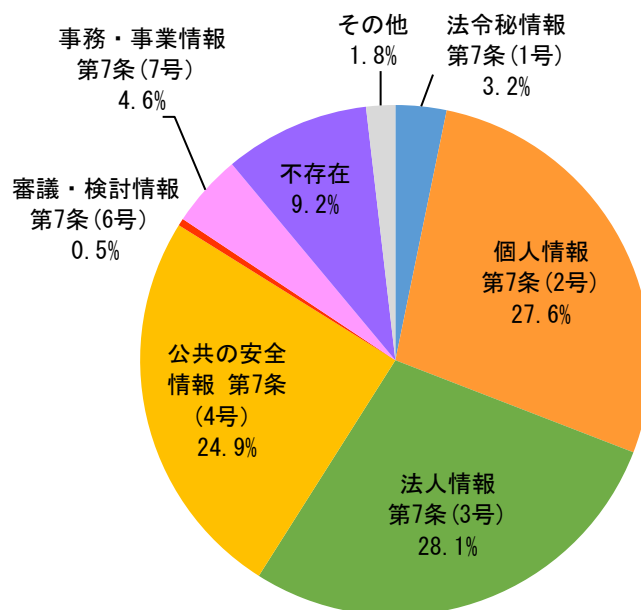
年度	1	2	3
R2	まちづくり推進部 (60件、29.1%)	上下水道部 (46件、22.3%)	建設部 (29件、14.1%)
R3	まちづくり推進部 (100件、36.9%)	上下水道部 (35件、12.9%)	建設部 (29件、10.7%)
R4	まちづくり推進部 (134件、36.8%)	上下水道部 (80件、22.0%)	建設部 (55件、15.1%)
R5	まちづくり推進部 (147件、32.7%)	上下水道部 (115件、25.6%)	建設部 (75件、16.7%)
R6	健康福祉部 (25件、17.0%)	上下水道部 (21件、14.3%)	市民生活部 (18件、12.2%)

7 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図5のとおりです。

図5 不開示情報別割合

不開示情報	件数
法令秘情報 第7条(1号)	7
個人情報 第7条(2号)	60
法人情報 第7条(3号)	61
公共の安全情報 第7条(4号)	54
国等協力関係情報 第7条(5号)	0
審議・検討情報 第7条(6号)	1
事務・事業情報 第7条(7号)	10
不存在	20
その他	4



(備考) 条数及び号数は、春日井市情報公開条例の各条及び各号を指しています。(3ページ参照)

8 不服申立て・審査会答申の状況

令和2年度から令和6年度までの不服申立て・審査会答申状況は下表のとおりです。

年度	不服 申立て 件数	諮問 された 件数	諮問され なかった 件数	処理					未処理
				決定				取下げ	審議中
				棄却	認容	一部 認容	その他		
R02	1	1	0	0	1	0	0	0	0
R03	1	1	1	0	0	0	1	0	0
R04	0	0	0	1	0	0	0	0	0
R05	3	3	0	1	0	0	0	0	0
R06	2	0	2	1	0	0	0	3	0

(備考) 令和2年度に諮問された1件は、令和元年度になされた審査請求に係るものです。

令和3年度に諮問されなかった1件は、令和2年度になされた審査請求に係るものです。

令和4年度の棄却1件は、令和3年度になされた審査請求に係るものです。

令和6年度の棄却1件及び取下げ3件のうち1件は、令和5年度になされた審査請求に係るものです。

第3 個人情報等保護制度の施行状況

1 開示等請求件数

令和2年度から令和6年度までの開示等請求の状況は右表のとおりです。

令和6年度の本人開示請求件数は58件で、訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

年度	開示	訂正	利用 停止	合計
R02	39	0	0	39
R03	40	0	0	40
R04	28	0	0	28
R05	58	0	0	58
R06	58	0	0	58

2 開示決定等

令和2年度から令和6年度までの開示決定等の状況は、下表のとおりです。

年度	請求 件数	処 理 状 況						
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	不訂正	取下げ	訂正 却下
R02	39	9	12	1	20	0	0	0
R03	40	20	15	0	8	0	0	0
R04	28	10	14	0	3	0	1	0
R05	58	24	27	1	16	0	0	0
R06	58	49	17	2	2	0	0	0

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

3 不服申立て・審査会答申の状況

令和2年度から令和6年度までの不服申立て・審査会答申の状況は下表のとおりです。

年度	不服 申立て 件数	諮問 された 件数	諮問され なかった 件数	処 理					未処理
				決 定				取下げ	審議中
				棄却	認容	一部 認容	その他		
R02	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R03	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R04	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R05	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R06	0	0	0	0	0	0	0	0	0

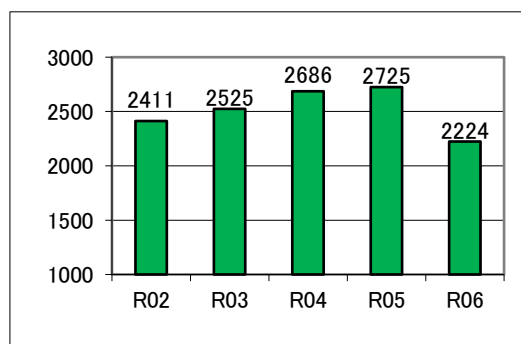
第4 情報提供制度の施行状況

1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんが閲覧できるよう市役所2階の情報コーナーに配置しています。

令和2年度から令和6年度までの行政資料の登録件数の推移は、図6のとおりです。

図6 行政資料の登録件数の推移



2 部局別の登録状況

令和6年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。

行政資料の一覧は、ホームページをご覧ください。

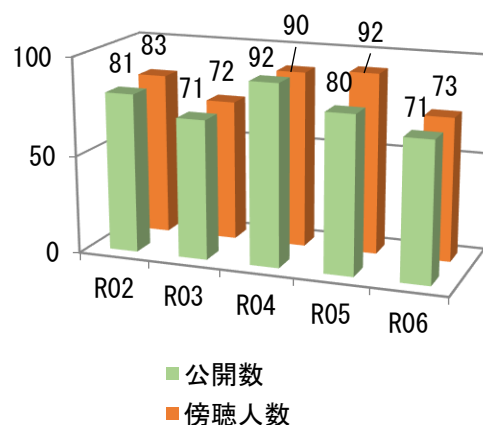
部局名	件数
教育委員会	350
総務部	342
議会事務局	271
いきがい創生部	184
健康福祉部	177
産業部	165
まちづくり推進部	148
企画経営部	134
上下水道部	125
環境部	107
市民生活部	105
こども未来部	74
市民病院(事務局)	15
監査事務局	12
建設部	11
DX 推進部	2
消防本部	2
総合計	2224

第5 会議公開制度の施行状況

1 会議公開の実施状況

令和2年度から令和6年度までに公開（一部公開を含む。）で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図7のとおりです。

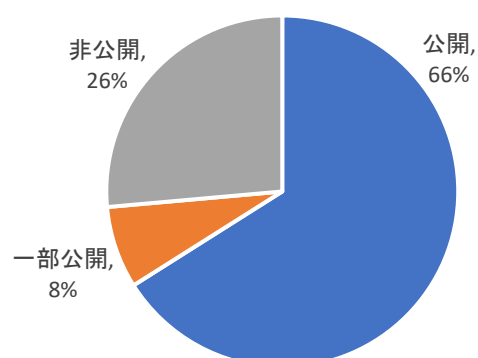
図7 公開数・傍聴人数の推移



2 公開・非公開の決定状況

令和6年度における会議の公開・非公開の決定状況は、68の附属機関等のうち公開35、一部公開4、非公開14で、未開催が15です。開催した会議のうち、公開率は、74%です。

図8 公開・非公開の決定状況



3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報扱うため（表彰審査委員会、介護認定審査会（合議体）、建築審査会等）となっています。

資料1 令和6年度情報公開実施状況一覧表

整理 番号	受付日	担当課等	公文書の名称 その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
1	4月1日	総務部 人事課	請求日時点の最新の市職員の台帳データ(1枚100円のCD-Rによるデータの写しの交付をお願いします。)	令和6年度職員名簿	4月12日	全開示		
				令和5年度職員名簿	4月12日	一部開示	職員コード	第7条第2号
2	4月1日	総務部 総務課	請求日時点の最新の勤務公所の配席表のデータ(1枚100円のCD-Rによるデータの写しの交付をお願いします。)	配席図(令和6年3月31日時点)	4月12日	全開示		
3	4月3日	まちづくり推進部 都市政策課	令和5年10月1日から令和6年3月31日までの住居表示新設受付簿及び該当する住居表示台帳 ※町名・街区符号が分かるように複写していただくをお願いします。	住居表示台帳(東山町2丁目6街区、4丁目11街区、5丁目7街区、5丁目11街区)	4月15日	全開示		
				街区符号・住居番号変更等通知書 (5春都政第541号、628号、805号、862号)	4月15日	一部開示	届出人の氏名	第7条第2号
4	4月10日	建設部 土木管理課	以下の市道(15路線)の区域決定告示文書・供用開始告示文書・位置図・平面図(縮尺1/500~1/2500程度の道路形状が分かる資料) ・8038号線、8039号線、8040号線、8041号線、8042号線、8043号線、8044号線、8045号線、8046号線、8047号線、8048号線、8049号線、8050号線、8051号線、8052号線	市道8038号線、市道8039号線、市道8040号線、市道8041号線、市道8042号線、市道8043号線、市道8044号線、市道8045号線、市道8046号線、市道8047号線、8048号線、市道8051号線に係る区域決定・使用開始の告示文書、位置図、平面図 市道8049号線、市道8050号線、市道8052号線に係る区域決定の告示文書、位置図	4月24日	全開示		
				市道8049号線、市道8050号線、市道8052号線に係る供用開始の告示文書、平面図	4月24日	不開示 (不存在)		第11条第2項
5	4月5日	上下水道部 下水建設課	令和4年度 上条地区管渠(第4工区)築造工事 令和5年度 上条地区管渠(第6工区)築造工事 令和5年度 生棚川第一雨水幹線(第2工区)築造工事 に係る金入り設計書			取り下げ		
6	4月12日	総務部 総務課	個人情報や、他の情報が漏洩した際、春日井市の対応方法などが書かれたマニュアル等の文書 令和5年度の春日井市の情報漏洩の件数とその対応が分かる一切の文書 ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでもかみません。	1 春日井市における個人情報等の取扱いに関する指針(抜粋) 2 個人情報の漏えい又はそのおそれを認識した場合の対応について 3 第3号様式 4 受付台帳 5 5春総第233号「個人情報漏えい事案に係る個人情報保護委員会への報告について(伺)」 6 5春総第920号「個人情報漏えいの公表について(伺)」 7 5春総第927号「個人情報漏えい事案に係る個人情報保護委員会への報告について(伺)」	4月24日	全開示		
7	4月15日	消防本部 予防課	時期:最終提出年度分 内容:消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 「別記様式第24総合点検(その1・その2・その3)」の記載内容と添付資料 施設:別添一覧表の通り (但し、消防用設備点検の非対象施設は除く)	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書「別記様式第24総合点検(その1・その2・その3)」の記載内容と添付資料	5月20日	一部開示	個人の氏名及び資格者番号	第7条第2号
8	4月22日	上下水道部 上下水道経営課	・令和5年度8月1日に採水した、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査の支出行為決議書の全て。 ・令和5年8月21日に町屋送水場、町屋第3水源、町屋第6水源で採水した、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査の支出行為決議書の全て。 ・令和4年8月16日に採水した、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査において、町屋第3水源のみ、再検査を行っているが、その時の支出行為決議書の全て。 ※尚、支出行為決議書には、添付されている資料も全て含む	令和5年度水質検査業務委託(PFOS/PFOA) 支出負担行為決議書 令和5年度水質検査業務委託 支出負担行為決議書 令和4年度水質検査業務委託 支出負担行為決議書	5月7日	一部開示	担当者氏名、担当者及び法人の印影	第7条第2号、第3号及び第4号

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
9	4月19日	上下水道部 配水管理事務所	下記金入り設計書 ・令和5年度 東神明配水場配水流量計更新工事 ・令和5年度 上水道施設電気・計装設備修繕 ・令和4年度 東山配水場配水流量計更新工事 ・令和2年度 玉野配水場電気計装設備工事 ・平成31年度 大和配水場電気計装設備工事			取り下げ		
10	4月23日	上下水道部 下水建設課	令和6年度 上条地区管渠(第2工区)築造工事 上記工事の 見積業者 以上をCD-Rでの交付希望	令和6年度 ・上条地区管渠[第1～3工区]築造工事 上記工事の ・見積業者 ・採用単価	5月10日	一部開示	個人に関する情報(電話番号、担当者、メールアドレス) 見積単価、取扱いの有無、数量、割合及び異常値判定	第7条第2号及び第3号
11	4月23日	上下水道部 下水建設課	令和6年度 上条地区管渠(第1工区)築造工事 上記工事の 見積業者 以上をCD-Rでの交付希望					
12	4月23日	上下水道部 下水建設課	令和6年度 上条地区管渠(第3工区)築造工事 上記工事の 見積業者 以上をCD-Rでの交付希望					
13	4月24日	上下水道部 配水管理事務所	令和4年8月及び令和5年8月に、春日井市が登録検査機関に委託し、受領し、受領したPFOS及びPFOAの水質検査結果及び濃度計算過程を書類	令和4年8月及び令和5年8月に、春日井市が登録検査機関に委託し、受領したPFOS及びPFOAの水質検査結果及び濃度計算過程を含む書類	5月8日	一部開示	受託者(法人)及び検査責任者の印影並びに検査担当者、分析担当者、承認者及び分析者の氏名	第7条第2号 第7条第4号
14	4月23日	健康福祉部 健康増進課	春日井市が保有する「予防接種後副反応疑い報告書(新型コロナワクチン)のうち、「症状の程度」で、「1死亡」に○がしてあるもの又は「 ☒ 死亡」とチェックが入っているもの。(「副反応疑い報告書の様式により対象項目に○をするものと☑をするものがある。)	予防接種後副反応疑い報告書	5月8日	一部開示	患者(被接種者)の氏名又はイニシャル(姓・名)、生年月日、報告者の氏名、医療機関、住所、電話番号	第7条第2号
15	4月30日	総務部 総務課	請求日時点の最新の勤務公所の配席表のデータ(1枚100円のCD-Rによるデータの写しの交付をお願いします。)	配席図(令和6年4月29日現在)	5月14日	一部開示	部長、課長及び課長補佐席の電話番号	第7条第7号
16	4月30日	総務部 人事課	請求日時点の最新の市職員の台帳データ(1枚100円のCD-Rによるデータの写しの交付をお願いします。)	令和6年度職員名簿	5月14日	一部開示	職員コード	第7条第2号
17	5月1日	建設部 道路課	春日井市道路課の管理する公共工事の積算に用いる「春日井市設計単価一覧(一般土木)令和6年度版」を開示願います。	令和6年度一般単価(土木)	5月15日	全開示		
18	5月7日	環境部 環境保全課	平成14年の土地区画整理事業に伴い、宗教法人蓮蔵院の墓地の経営が許可されたことを証明する書類	平成15年1月9日付けの宗教法人蓮蔵院の墓地経営許可申請に係る文書	5月21日	一部開示	①氏名、住所、生年月日、本籍地、電話番号、印影 ②法人の印影	①第7条第2号及び第4号 ②第7条第3号及び第4号
19	5月9日	環境部 環境保全課	令和4年度及び令和5年度において、春日井市が、町屋第3水源、町屋第6水源周辺の井戸で行った、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査の記録の全て。	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸の地下水質濃度測定に係る ・令和4年11月4日 報告書 ・令和4年12月1日 分析結果報告書 ・令和5年6月26日 報告書	5月21日	一部開示	①法人の社印、代表者印及び環境計量士印の印影 ②検査者、データチェック担当者、分析者及び分析者及び分析担当者の氏名	①第7条第3号及び第4号 ②第7条第2号
20	5月9日	市民生活部 資産税課	自治体様が所有する令和6年度の地番参考図と、過去年分すべての路線価図のシェーブファイルデータ(ベクトル形式)をCD等にてご提供頂きたい。 マスターデータ(大字、小字以下のコード管理表)を含む	令和5年地番図データ(SHAPEファイル形式) 平成27年から令和6年までの路線価図(SHAPEファイル形式) マスターデータ	5月15日	全開示		
21	5月13日	環境部 環境保全課	2022年12月20日以降、現在に至るまで、 ① 愛知県春日井市にある工場・事業所等のうち、PFOS及びPFOAに関して、水質汚濁防止法第5条第1項から第3項による届出を春日井市長に行ったものの、全ての文書 ② 愛知県春日井市にある工場・事業所等のうち、PFOS及びPFOAに関して、春日井市長が、水質汚濁防止法第22条第1項 第2項による検査及び報告を行ったものの全ての文書	2022年12月20日以降、現在に至るまで、 ①愛知県春日井市にある工場・事業所等のうち、PFOS及びPFOAに関して、水質汚濁防止法第5条第1項から第3項に届出を春日井市長に行ったものの、全ての文書 ②愛知県春日井市にある工場・事業所等のうち、PFOS及びPFOAに関して、春日井市長が、水質汚濁防止法第22条第1項 第2項による検査及び報告を行ったものの全ての文書	5月21日	不開示 (不存在)		第11条第2項
22	5月13日	建設部 道路課	春日井市が令和6年度に発注する公共工事に使用する土木設計単価(春日井市独自調査した単価)資料一式(CD-R希望)	令和6年度一般単価(土木)	5月24日	全開示		

整理 番号	受付日	担当課等	公文書の名称 その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定	
23	5月14日	健康福祉部 生活支援課	「春日井市定額減税補足給付金支給業務委託にかかるプロポーザル」 の審査集計結果表及びこの審査結果の詳細内容	春日井市定額減税補足給付金支給業務委託 企画提案審査集計結果表 春日井市定額減税補足給付金支給業務委託 企画提案審査結果(詳細)	5月28日	一部開示	当該業務委託にかかるプロポーザルに参加した企業のうち、最優秀 者及び次点者を除いた企業の名称	第7条第3号	
24	5月14日	市民病院 管理課	現在、●●●●●として春日井市民病院に勤務している、●●●●●氏の雇 用の裏付け、ならびに勤務形態と給料の分かるものなど	①春日井市嘱託職員取扱要綱(平成28年4月1日改正)②春日井市民病院会計 年度任用職員特例要綱(令和2年4月1日施行)③春日井市民病院会計年度任 用職員特例要綱(令和3年4月1日改正)④春日井市民病院会計年度任用職員 特例要綱(令和5年12月25日改正)	5月28日	全開示			
				①嘱託職員任用通知書(令和元年度分)②会計年度任用職員任用通知書(令 和2年度分から令和6年度分まで)③嘱託職員(医師)の任用について(伺)④嘱 託職員(医師)の任用更新について(伺)⑤会計年度任用職員の任用更新につ いて(伺)⑥会計年度任用職員の任用について(伺)(令和3年度分から令和6年 度分まで)⑦●●●●●氏の源泉徴収票(令和元年分から令和5年分まで)	5月28日	一部開示	①給料、勤務時間、休憩時間、週休日及び休日、年次有給休暇 ② 任用区分がわかる箇所、報酬、勤務時間、休憩時間、週休日及び休日、年次有給 休暇 ③職員番号、 給料、勤務時間、休憩時間、週休日及び休日、年次有給休暇、職員 コード、生年月日、住所、本籍、電話番号、給与決定学歴、給料、学 校名、学部名、学歴区分、修学期間、修学区分、最終学歴、前歴月 数、調整月数、資格免許種別、取得年月日、共済組合記号番号、資 格取得日、資格喪失日、基準学歴、発令事項、表、級、号、給料月 額、医籍登録番号、 ④職員番号、給料、勤務時間、休憩時間、週 休日及び休日、年次有給休暇 ⑤職員番号、免許取得日、勤務、勤 務時間、休憩、区分、金額、給与・報酬額を別に定める理由、任用 区分がわかる箇所、報酬、休憩時間、週休日及び休日、年次有給 休暇 ⑥職員番号、免許取得日、勤務、勤務時間、休憩、区分、金 額、任用区分がわかる箇所、報酬、休憩時間、週休日及び休日、 勤務を要しない日、給与、年次有給休暇、備考、給与・報酬額を別 に定める理由、任用希望について、勤務状況について、勤務条件、 勤務形態について、勤務日について ⑦受給者番号、住所又は居 所、種別、支払金額、給与所得控除後の金額、所得控除の額の合 計額、源泉徴収税額、(源泉)控除対象配偶者の有無等、配偶者 (特別)控除の額、控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)、16歳 未満扶養親族の数、障害者の数(本人を除く。)、非居住者である親 族の数、社会保険料等の金額、生命保険料の控除額、地震保険料 の控除額、住宅借入金等特別控除の額、生命保険料の金額の内 訳、住宅借入金等特別控除の額の内訳、(源泉・特別)控除対象配 偶者、配偶者の合計所得、国民年金保険料等の金額、旧長期損害 保険料の金額、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族、未成年 者、外国人、死亡退職、災害者、乙欄、本人が障害者、寡婦、寡夫、 勤労学生、受給者生年月日、(摘要)		第7条第2号
				①●●●●●が創設された経緯、●●●●●の仕事内容、●●●●●の必要性、役 職手当の有無、●●●●●の創設が議会を通して承認されているかどうか、議会 を通した際はそれがわかる議会の記録 ②会計年度任用職員の年齢制限 ③タイムレコーダーのような客観的な記録	5月28日	不開示 (不存在)		第11条第2項	
25	5月17日	教育委員会 教育総務課	R4 年度「鳥居松小学校リニューアル工事(機械)」 内、備考欄掲載の「見積」に係る見積比較表		5月31日	一部開示	見積単価及び一部のメーカー名	第7条第3号	
26	5月30日	上下水道部 配水管理事務所	1. 令和5年8月21日採水の町屋第3水源や町屋第6水源や町屋送水場 におけるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオク タン酸(PFOA)の追加調査を依頼するに至った、協議の内容がわかる全 ての文章。 ⇒令和5年8月15日付【歳出執行管理表(排水管理事務所)】によれば、 「●●主査と協議済み」というメモ書きもされており、この追加調査に関し て、協議が行われたことは、明白である。よって、この追加依頼に関わる 協議に関する全ての文書を求めるものである。●●主査との協議のみに 捉われない。 2. 令和5年8月21日採水の町屋第3水源や町屋第6水源や町屋送水場 におけるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオク タン酸(PFOA)の追加調査における、打合せ記録の全て。 ⇒令和5年度水質業務委託仕様書に、「カ 打合せ記録簿 委託内容につ いて確認の打合せを実施し記録簿を提出すること」とあるので、当然 、この追加調査における打合せ記録簿も存在しているものと思われる。 3. 令和5年5月9日に採水したペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査に関わる、打合せ記録 簿の全て ⇒令和5年度水質業務委託仕様書に、「カ 打合せ記録簿 委託内容につ いて確認の打合せを実施し記録簿を提出すること」とある。 4. 令和5年度水質業務委託仕様書により、ペルフルオロオクタンスルホ ン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査に関して、 株式会社東海分析化学研究所が、春日井市に提出した提出書類の全 て。但し、2 3と重複するものは除く。	1. 令和5年8月21日採水の町屋第3水源や町屋第6水源や町屋送水場におけ るペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)の追加調査を依頼するに至った、協議の内容がわかる全ての文章。 ⇒令和5年8月15日付【歳出執行管理表(排水管理事務所)】によれば、●●主 査と協議済みというメモ書きもされており、この追加調査に関して、協議が行わ れたことは、明白である。よって、この追加依頼に関わる協議に関する全ての文 書を求めるものである。●●主査との協議のみに捉われない。 2. 令和5年8月21日採水の町屋第3水源や町屋第6水源や町屋送水場におけ るペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)の追加調査における、打合せ記録の全て。 ⇒令和5年度水質業務委託仕様書に、「カ 打合せ記録簿 委託内容について 確認の打合せを実施し記録簿を提出すること」とあるので、当然 、この追加調 査における打合せ記録簿も存在していると思われる。 3. 令和5年5月9日に採水したペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペ ルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査に関わる、打合せ記録簿の全て ⇒令和5年度水質業務委託仕様書に、「カ 打合せ記録簿 委託内容について 確認の打合せを実施し記録簿を提出すること」とある。 4. 令和5年度水質業務委託仕様書により、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査に関して、株式会社東 海分析化学研究所が、春日井市に提出した提出書類の全て。但し、2 3と重複 するものは除く。	6月13日	一部開示	1 営業担当者氏名、監理技術者の(現)住所、生年月日、最終学 歴、入 社日及び作業環境測定士の登録番号 2 受託者の携帯番号 3 見積書(法人)、担当者、管理技術者、認定者、(法人)、受託者 (法人)、指定登録機関及びその代表者の印影	1 第7条第2号 2 同条第3号 3 同条第4号	

整理 番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
34	6月17日	健康福祉部 健康増進課	新型コロナワクチンが開始された令和3年2月より開示請求の日(令和6年6月15日)現在まで春日井市が把握している春日井市民の以下の情報のすべて ①市内の全死亡者数 ②①について死亡日、死亡日時点の年齢(接種日時点の年齢でも可)、性別、ワクチン接種の有無、接種ワクチンの全ロット番号、全ワクチンの接種日、死因(できれば) ③令和3年2月以降に転入された方については転入日もあわせてお願いします。 ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでもかまいません。	新型コロナワクチンの接種が始まった令和3年2月より開示請求のあった現在(令和6年6月15日)までの (1)予防接種健康被害者救済制度申請における死亡診断書 (2)予防接種後副反応疑い報告書及び市内の全死亡者に関する (3)新健康管理システムの健康かるてからの抽出データ	7月1日	一部開示	(1)氏名、生年月日、死亡したところ、施設の名称、発病(発症)又は受傷から死亡までの期間、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等、診断した医療機関の名称及び所在地、医師、印影、患者コード、患者名 (2)患者(被接種者)の氏名又はイニシャル(姓・名)、生年月日、報告者の氏名、医療機関名、住所、電話番号	第7条第2号及び第4号
35	6月17日	健康福祉部 健康増進課	新型コロナワクチンが開始された令和3年2月より開示請求の日(令和6年6月15日)現在まで春日井市が把握している春日井市民の以下の情報のすべて ①全市民の年齢性別(抽出日時点の年齢とする＝亡くなっている場合、転出している場合はその時点の年齢 ※無理な場合は抽出日でも可) ②①のワクチン接種の有無 ③②の接種の場合のロット番号、接種日 ④死亡している場合の死亡日、死因(できれば) ⑤転出している場合の転出日 ⑥令和3年2月以降に転入されている方については転入日も ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでもかまいません。	新型コロナワクチンの接種が始まった令和3年2月より開示請求のあった現在(令和6年6月15日)までの (1)予防接種健康被害者救済制度申請における死亡診断書 (2)予防接種後副反応疑い報告書及び市内の全死亡者に関する (3)新健康管理システムの健康かるてからの抽出データ	7月1日	一部開示	(1)氏名、生年月日、死亡したところ、施設の名称、発病(発症)又は受傷から死亡までの期間、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等、診断した医療機関の名称及び所在地、医師、印影、患者コード、患者名 (2)患者(被接種者)の氏名又はイニシャル(姓・名)、生年月日、報告者の氏名、医療機関名、住所、電話番号	第7条第2号及び第4号
36	6月17日	市民生活部 戸籍住民課	新型コロナワクチンが開始された令和3年2月より開示請求の日(令和6年6月15日)現在まで春日井市が把握している春日井市民の以下の情報のすべて ①市内の全死亡者数 ②①について死亡日、死亡日時点の年齢(接種日時点の年齢でも可)、性別、ワクチン接種の有無、接種ワクチンの全ロット番号、全ワクチンの接種日、死因(できれば) ③令和3年2月以降に転入された方については転入日もあわせてお願いします。 ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでもかまいません。	令和3年2月1日から令和6年6月15日死亡分の死亡届 (全死亡者請求に係るもの)	7月1日	不開示		第7条第1号
37	6月17日	市民生活部 戸籍住民課	新型コロナワクチンが開始された令和3年2月より開示請求の日(令和6年6月15日)現在まで春日井市が把握している春日井市民の以下の情報のすべて ①全市民の年齢性別(抽出日時点の年齢とする＝亡くなっている場合、転出している場合はその時点の年齢 ※無理な場合は抽出日でも可) ②①のワクチン接種の有無 ③②の接種の場合のロット番号、接種日 ④死亡している場合の死亡日、死因(できれば) ⑤転出している場合の転出日 ⑥令和3年2月以降に転入されている方については転入日も ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでも構いません。	令和3年2月1日から令和6年6月15日死亡分の死亡届 (全市民者請求に係るもの)	7月1日	不開示		第7条第1号
38	6月17日	健康福祉部 健康増進課	新型コロナワクチンが開始された令和3年2月より開示請求の日(令和6年6月15日)現在まで春日井市が把握している春日井市民の以下の情報のすべて ①春日井市民が接種したコロナワクチンのロット番号すべて ②①についてロット番号ごとの接種した人数 ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでも構いません。			取り下げ		
39	6月20日	教育委員会 学校給食課	令和6年度予算にある、「10 教育費 5項 学校給食費」にある、西部地区新調理場整備に関わる支出負担行為決議書の全て。 ここには、PFIアドバイザー業務等も含む。 ※支出負担行為決議書に附属する添付書類も全て含む。	令和6年度予算にある、「10 教育費 5項 学校給食費」にある、PFIアドバイザー業務を含む西部地区新調理場整備に関わる支出負担行為決議書の全て	6月28日	一部開示	法人印影	第7条第3号及び第4号
40	6月21日	総務部 人事課	職員採用試験(令和4年12月以降実施)における従事職員の試験実施のための要領・マニュアルおよび実施結果に関する文書(開示請求日より前に受付されて特定された分を除き、古い順に100枚に満たるまで)	・6春人第115号 職員採用試験(4月実施)要領及び集団討論実施方法について ・6春人第217号 職員採用試験(4月実施)第1次試験の合格者の決定について(伺) ・6春人第218号 職員採用試験(4月実施)の結果の通知及び第2試験の実施について(伺)	7月4日	一部開示	1 受験者に係る氏名、フリガナ、生年月日、性別、年齢、現住所(住所)、前歴及び職員の電話番号 2 試験官の氏	1 第7条第2号 2 第7条第7号

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
41	6月28日	建設部 公園緑地課	私が行ったポケストップに関する情報公開請求の一部開示決定への審査請求について、株式会社Nianticに対して行った第三者照会の過程で作成・入手した文書、並びに審査請求の内容をNianticの主張を踏まえて市で議論する際に作成された文書	ポケストップ・ジムの削除申請に関する文書	7月12日	一部開示	個人の氏名	第7条第2号
42	7月1日	産業部 企業活動支援課	2024年6月27日の中日新聞朝刊に載った「春日井・大泉寺地区 花王、物流施設計画を中止」の見出しの記事を元に、以下の公文書の開示を求める。 1. 花王が2018年に約33億円で約38,000平方メートルの土地を春日井市から購入した際の契約書の全て 2. 花王が物流センターの開設を「25年中に変更する」申し入れを春日井市にした文書の全て 3. 2023年11月に、花王が「25年3月までの供用開始が困難」と春日井市に再度申し入れをした文書 4. 春日井市が花王に対して2024年3月までを期限として、花王に計画書の提出を求めた文書の全て 5. 花王が2024年3月29日に春日井市に対して提出・説明した「建設する意思はあるものの、『2024年問題』に対する計画を練り直したい」といった主旨の文書の全て 6. 花王が2024年5月下旬に春日井市建築指導課で確認した建設の条件や開発許可に必要な手順などの文書の全て 7. 2024年6月14日、花王の物流部門の責任者が春日井市役所に来庁し、春日井市企業活動支援課に「投資の採算性の点で実現可能な計画立案に至らなかったとして、センター建設中止を決めた」といった主旨で、花王の社長名で報告・提出した文書の全て 8.春日井市が花王に対して、「契約に基づいた違約金約10億円の支払いを求める予定」としている根拠となる文書の全て	1 平成30年2月22日 土地売買仮契約書 平成30年10月1日 土地売買変更契約書 令和元年8月22日 土地売買変更仮契約書 令和元年10月24日 土地売買変更仮契約書 令和5年9月27日 土地売買変更契約書 2 令和3年1月5日 春日井市大泉寺地区における弊社物流センター計画（開設時期変更のお願い） 3 令和5年11月29日 大泉寺地区における物流センターについて 4 令和6年1月12日 大泉寺地区企業用地の契約について 5 令和6年3月29日 大泉寺地区企業用地活用について 7 令和6年6月14日 大泉寺地区企業用地 弊社物流センター建設計画の中止について 8 1と同様	8月14日	一部開示	①公表していない経営戦略及びデータ ②法人の印影 ③供用開始時期等の交渉内容	①第7条第3号 ②第7条第3号及び第4号 ③第7条第7号
43	欠番							
44	7月1日	市民生活部 資産税課	春日井市の地番が載った地図(地図の種類や名称、精度は問わない)で、2023年中の登記異動反映済のshapeデータ。 字界、字名、家屋の位置形状、測地成果(JGD2000、JGD2011等)、コード表記対照表の情報もあれば対象とする。 ※次回最新版に更新される予定時期についてご回答をお願いします。	春日井市の地番が載った地図で、2023年中の登記異動反映済のshapeデータ	7月10日	全開示		
45	7月1日	市民生活部 資産税課	①:土地・家屋課税台帳の電磁的記録で最新のもの。 ②:①が存在又は開示不可能の場合は、①以外の文書で、春日井市内の土地・家屋の登記情報のうち、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積の情報を含む一覧の電磁的記録で最新のもの。登記名義人・建築年・建物名称・不動産番号の情報もあれば含む。 ※①につきましても、地方税第381条第1項・第3項により土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登記名義人として登録されている部分(項目)のみで問題ございません。 ※エクセル等の表形式のデータを優先的に希望します。その他のデータとなる場合は事前にご連絡をお願いします。 ※「登記名義人」の項目につきましては、全件開示が難しい場合は、法人のみ→官公庁のみ→春日井市のみ、の順番で開示のご検討をお願いします。 ※コード表記等による読み替えを行っている場合は、それを読み替えるための資料もお願いします。	①土地・家屋課税台帳の電磁的記録で最新のもの ②春日井市内の土地・家屋の登記情報のうち、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積の情報を含む一覧の電磁的記録で最新のもの	7月10日	不開示		第16条
46	7月3日	建設部 公園緑地課	春公第5-15号 都市公園占用許可申請書(西浦公園 楽天モバイル基地局)	都市公園占用許可申請書(西浦公園 楽天モバイル基地局)	7月18日	一部開示	1 担当者の氏名、連絡先、周辺住民の氏名及び説明結果 2 法人の印影	1.第7条第2号 2.第7条第3号及び第4号
47	7月4日	総務部 市民安全課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	①防火防災訓練災害補償等共済 契約書 ②保険証券(証券番号812EB 040699-6) (シルバーリーダー活動に係る傷害保険) ③保険証券(証券番号812EB 042021-2) (春日井市総合防災訓練に係る損害保険) ④保険証券(証券番号3577763525)(交通安全教室に係る傷害保険)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
				保険証券(安全・安心まちづくりポニターボランティア活動保険)	7月18日	不開示 (不存在)		第11条第2項

整理 番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
48	7月4日	企画経営部 財政課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	動産総合保険証券(証券番号F192226217)(騒音測定器) 動産総合保険証券(証券番号F192226216)(美術品)	7月18日	全開示		
49	7月4日	市民生活部 市民生活課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	賠償責任保険証券(証券番号502LG067086-4)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
50	7月4日	市民生活部 多様性社会推進課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	公民館総合補償制度 加入証書(加入番号7230030)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
51	7月4日	いきがい創生部 市民活動支援センター	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	公民館総合補償制度 加入証書(加入番号7230029)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
52	7月4日	いきがい創生部 中央公民館	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	公民館総合補償制度 加入証書(加入番号8230008) 公民館総合補償制度 加入証書明細書(加入番号8230008-001～004)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
53	7月4日	いきがい創生部 味ふれあいセンター	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	公民館総合補償制度 加入証書(加入番号7230008)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
54	7月4日	いきがい創生部 高蔵寺ふれあいセンター	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	公民館総合補償制度 加入証書(加入番号7230017)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
55	7月4日	いきがい創生部 南部ふれあいセンター	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	公民館総合補償制度 加入証書(加入番号7230001)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
56	7月4日	いきがい創生部 西部ふれあいセンター	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	公民館総合補償制度 加入証書(加入番号7230002)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
57	7月4日	いきがい創生部 青年の家	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	公民館総合補償制度 加入証書(加入番号7230067)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
58	7月4日	健康福祉部 健康増進課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	賠償責任保険証券(証券番号Y189497912)	7月18日	一部開示	個人名及び法人の印影	第7条第2号、第3号及び第4号

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
59	7月4日	健康福祉部 地域共生推進課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	総合生活保険(個人賠償責任補償)証券 (証券番号Y198279769)(証券番号Y184255801) 総合生活保険(個人賠償責任保険)変更手続き完了のお知らせ (証券番号Y184255801)	7月18日	一部開示	個人名及び法人の印影	第7条第2号、第3号及び第4号
60	7月4日	こども未来部 交通児童遊園	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	保険証券(証券番号812EB 040278-8)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
61	7月4日	こども未来部 子育て子育て総合支援館	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	保険証券(証券番号970EB 616679-7、970EB 620253-0、970EB 620255-6)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
62	7月4日	こども未来部 保育課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	保険証券(証券番号3471066311) (会計年度任用職員看護師に対する賠償責任保険) 保険証券(証券番号812EB 047452-5)(一時保育に関する保険) 保険証券(証券番号812EB 047455-0) (保育園子育て支援(園庭開放事業)利用者保険) 保険証券(証券番号812EB 047446-1)(保育園行事に係る保護者など傷害保険)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
63	7月4日	環境部 クリーンセンター	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	公民館総合保障制度補償制度 加入者証(加入番号7230031)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
64	7月4日	まちづくり推進部 都市政策課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	保険証券(ボランティア活動保険(屋外広告物除去))	7月18日	不開示 (不存在)		第11条第2項
65	7月4日	まちづくり推進部 住宅政策課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	賠償責任保険証券(証券番号501LG 074534-9)(証券番号501LG 074552-7)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
66	7月4日	建設部 公園緑地課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	保険証券(証券番号812EB 040415-2) (コミュニティプール・徒渉プール利用者傷害保険) 賠償責任保険証券(証券番号500LG 081987-1) (コミュニティプール・徒渉プール監視員傷害保険) 保険証券(証券番号812EB 040420-9) (コミュニティプール・徒渉プール監視員傷害保険) 保険証券(証券番号812EB 045252-1)(公園鍵開閉員傷害保険) 保険証券(証券番号812EB 045214-1)(公園清掃委託員傷害保険) 賠償責任保険証券(証券番号502LG 074341-1)(公園清掃委託員賠償責任保険)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
67	7月4日	建設部 河川排水課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	保険証券(証券番号8118127862)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
68	7月4日	教育委員会 学校教育課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	賠償責任保険証券(証券番号5240001732) (放課後なかよし教室に参加する児童) 保険証券(証券番号970EB 616680-1)(放課後なかよし教室参加保護者) 保険証券(証券番号970EB 620243-2)(放課後なかよし教室ボランティア) 保険証券(証券番号970EB 616675-4)(土曜チャレンジ・アップ教室参加者) 保険証券(証券番号970EB 620249-1)(学習指導協力員) 保険証券(証券番号812EB 041108-6)(除草ボランティア) 保険証券(証券番号812EB 048149-1)(大会行事協力者)	7月18日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
				保険証券(スポーツ安全保険)	7月18日	不開示 (不存在)		第11条第2項

整理 番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
69	7月4日	教育委員会 文化財課	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	賠償責任保険証券(証券番号Y192785527)(第33回ハニワまつり総合保険)	7月18日	一部開示	個人及び法人の印影	第7条第2号、第3号及び第4号
70	7月4日	教育委員会 野外教育センター	損害保険料(契約金額)が3万円以上の保険証券(証券添付の特約書または明細書含む)の写しと契約担当課。※約款は不要です。保険証券の保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日までに該当するもの。希望する保険種類は・民間の損害保険会社で契約する損害保険、賠償責任保険、動産総合保険等・市営住宅に関する賠償責任保険・市民活動に係る傷害保険、賠償責任保険・公民館総合保障制度	見舞金制度(少年自然の家)	7月18日	不開示 (不存在)		第11条第2項
				賠償責任保険証券(証券番号Y200518808)(旅館賠償責任保険)(少年自然の家)	7月18日	一部開示	個人及び法人の印影	第7条第2号、第3号及び第4号
				レジャーサービス施設費用保険証券(証券番号Y186536641) 交通常用搭乗中の障害危険担保契約証券(証券番号Y186534742)(都市緑化植物園)	7月18日	一部開示	個人及び法人の印影	第7条第2号、第3号及び第4号
71	7月4日	上下水道部 配水管理事務所	①有機フッ素化合物の現在の状況 ②追加 町屋第4水源故障に伴う対応 の内容で、副市長とは令和5年8月1日に、市長とは令和5年8月2日に調整をしている。その市長副市長調整メモ(以下、メモ)の記述から、以下、公文書の開示を請求します。 1.メモによると、春日井市長は「検査の結果がわかったらすぐに報告してください。」とあるが、その「報告」したときの全ての文書 2.メモによると、副市長が豊山町長から聞きとり行ったとのことだが、その副市長が豊山町長に聞き取りを行った際の全ての文書 3.令和5年8月2日に市長と調整を行った際の文書の全て 4.令和5年8月1日に副市長と調整を行った際の文書の全て	①有機フッ素化合物の現在の状況 ②追加 町屋第4水源故障に伴う対応 の内容で副市長とは令和5年8月1日に、市長とは令和5年8月2日に調整している。その市長副市長調整メモ(以下、メモ)の記述から、次の公文書。 1. メモによると、春日井市長は「検査の結果がわかったらすぐに報告してください。」とあるが、その「報告」したときの全ての文書 2. 令和5年8月2日に市長と調整を行った際の文書の全て 3.令和5年8月1日に副市長と調整を行った際の文書の全て	7月22日	全開示		
				①有機フッ素化合物の現在の状況 ②追加 町屋第4水源故障に伴う対応 の内容で副市長とは令和5年8月1日に、市長とは令和5年8月2日に調整している。その市長副市長調整メモ(以下、メモ)の記述から、次の公文書。 2. メモによると、副市長が豊山町長から聞き取り行ったとのことだが、その副市長が豊山町長に聞き取りを行った際の全ての文書	7月22日	不開示 (不存在)		第11条第2項
72	7月9日	市民生活部 戸籍住民課	1.請求する件名:市民課窓口業務委託(公示日:2023年2月24日) 2.請求する内容: ①本プロポーザルに参加した事業者の選定基準各項目の点数内訳 ②本プロポーザルにて選定された事業者の企画提案書 ③本プロポーザルに参加した事業者のプレゼンテーション及びヒアリングに対する評価コメント ④本プロポーザルに参加した委託事業者評価委員の構成員名簿 ⑤本プロポーザルにて選定された事業者の契約金額 ⑥本プロポーザルに参加した事業者名一覧 ⑦本プロポーザルに関する参加事業者からの質問及び回答	令和4年度に実施した戸籍住民課窓口業務委託プロポーザルに係る次の文書 審査基準及び採点表、春日井市市民課窓口業務委託企画提案書、春日井市市民課窓口業務委託事業者選定委員名簿、委託契約書、参加事業者からの質問及び回答一覧	8月20日	一部開示	①選定委員の職名等及び氏名、②選定された事業者の企画提案内容、③受託者の印影、④事業者名	①第7条第7号 ②第7条第3号 ③第7条第3号及び第4号 ④第7条第3号
				①令和4年度に実施した戸籍住民課窓口業務委託プロポーザルに参加した事業者のプレゼンテーション及びヒアリングに対する評価コメント ②プロポーザル参加申出書(本プロポーザルに参加した事業者名一覧が不在のため)	8月20日	不開示		①第11条第2項 ②第7条第3号及び第8条第1項
73	7月16日	企画経営部 秘書課	令和4年6月から令和6年6月までの、春日井市長の交際費のうち、会費にかかる支出負担行為決議書、支出負担行為決議書兼支出命令書、支払伺書及び資金前渡清算書の全て。これには添付された書類も全て含む。	支出負担行為決議書	7月16日	不開示 (不存在)		第11条第2項
				支出負担行為決議書兼支出命令書 資金前渡金清算書 支払伺書	7月16日	一部開示	個人の氏名、電話番号、メールアドレス、印影 法人その他の団体の印影、口座情報	第7条第2号、第3号、第4号及び第7号
74	7月17日	市民生活部 資産税課	春日井市全域の地番データ(最新、令和6年度分) ※筆界、地番、宇名、座標を含むもの。Shapeデータ形式でのデータ(OD-R)提供を希望いたします。宇名がコード化されている場合は宇名とコードの変換表の提供も合わせてお願いいたします。	春日井市全域の地番図データ(最新、令和6年度分)	7月25日	全開示		
75	7月18日	まちづくり推進部 建築指導課	文書名称 建築計画概要書 愛知県春日井市●●●●●●●●●●	建築計画概要書 申請地 :愛知県春日井市●●●●●●●●●●	7月30日	全開示		

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称 その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
76	7月25日	産業部 企業活動支援課	企業誘致について 花王との文書のやりとりのほか 延期 撤退の経緯の分かる資料	平成30年2月22日 土地売買仮契約書 平成30年10月1日 土地売買変更契約書 令和元年8月22日 土地売買変更仮契約書 令和元年10月24日 土地売買変更仮契約書 令和5年9月27日 土地売買変更契約書 令和3年1月5日 春日井市大泉寺地区における弊社物流センター計画(開設時変更のお願い) 令和3年3月10日 大泉寺地区企業用地に係る提案内容の変更について(通知) 令和5年11月29日 大泉寺地区における物流センターについて 令和6年1月12日 大泉寺地区企業用地の契約について 令和6年3月29日 大泉寺地区企業用地活用についてのお願い 令和6年4月11日 大泉寺地区企業用地活用についてのお願いについて 令和6年6月14日 大泉寺地区企業用地 弊社物流センター建設計画の中止について 令和6年7月19日 大泉寺地区企業用地 貴社物流センター建設計画の中止について(協議) 令和6年7月22日 大泉寺地区企業用地 貴社物流センター建設計画の中止について	9月3日	一部開示	①公表していない経営戦略及びデータ ②法人の印影 ③供用開始時期等の交渉内容	①第7条第3号 ②第7条第3号及び第4号 ③第7条第7号
77	7月31日	総務部 人事課	職員採用試験(令和4年12月以降実施)における従事職員の試験実施のための要領・マニュアルおよび実施結果に関する文書(開示請求日より前に受付されて特定された分を除き、古い順に100枚に満たるまで)	・6春人第218号 職員採用試験(4月実施)の結果の通知及び第2試験の実施について(伺) ・6春人第381号 体力試験及び筆記試験(労務職)の実施要領について(伺) ・6春人第496号 職員採用試験(4月実施)における第2次試験合格者の決定について(伺) ・6春人第500号 職員採用試験(4月実施)の結果の通知について(伺) ・6春人第519号 職員採用試験(6月実施)の実施要領について(伺)	8月14日	一部開示	受験者に係る氏名、フリガナ、生年月日、性別、年齢、現住所(住所)、前歴及び職員の電話番号	第7条第2号
78	8月1日	教育委員会 教育総務課	R6年度「篠木小学校リニューアル工事(機械)」内、備考欄記載の「見積」に係る見積比較表	R6年度「篠木小学校リニューアル工事(機械)」内、備考欄記載の「見積」に係る見積比較表	8月15日	一部開示	見積単価及び一部のメーカー名	第7条3号
79	8月5日	まちづくり推進部 都市政策課	原則:2024年1月1日から2024年6月30日までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は必要ありません。)下記見本参照(※1)と該当の住居表示台帳又は位置図(※1との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います。)	住居表台帳(東山町2丁目6街区、3丁目5街区、5丁目2街区、5丁目11街区)	8月16日	全開示		
				建物等異動届(5春都政第805号、第862号、6春都政第95号、第159号)街区符号・住居番号変更等通知書(5春都政第805号、第862号、6春都政第95号、第159号)	8月16日	一部開示	届出人の住所、氏名、電話番号	第7条2号
				GISデータ(該当地:東山町2丁目6番●●、3丁目5番●●、5丁目2番●●、5丁目11番●●)	8月16日	不開示		第7条第2号及び第8条第1項
80	8月6日	健康福祉部 健康増進課	令和6年秋より接種が始まる、新型コロナウイルスワクチン、いわゆる「レプリコンワクチン」について ①接種計画や接種の対象、市民に向けてどのような案内をするのかがわかるすべての資料や文書。(送付予定の案内等) ②またこちらのワクチンについて春日井市内で治験等を行っている場合、その全貌が分かるすべての資料や文書。 ③このワクチンについて国からどのような指示があったかわかるすべての資料。	新型コロナワクチン「レプリコンワクチン」について ①接種計画や接種の対象、市民に向けてどのような案内を行うかがわかるすべての資料や文書 ②このワクチンについて春日井市内で治験等を行っていた場合、その全貌が分かるすべての資料や文書 ③このワクチンについて国からどのような指示があったかわかるすべての資料	8月20日	不開示 (不存在)		第11条第2項
81	8月6日	健康福祉部 健康増進課	令和6年度 子どものワクチン以外のワクチンで春日井市や愛知県が行っている公費を使った助成を行っているものについて、どのような助成をしているのかがわかる資料、文書等 (特にコロナワクチンに関して、他都市で助成を行っている場合があるようですが春日井市での同様の情勢をしているかどうか、検討しているかどうかを知りたいです)	令和6年6月議会補正予算(新型コロナウイルス感染症定期接種事業)	8月20日	全開示		

整理 番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
82	8月6日	いきがい創生部 いきがい推進課	かすがいいいきいポイントアプリ構築運用業務委託プロポーザルについて、以下を請求します。 1 プロポーザルの評価、採点結果(全参加者の採点結果等が記載されたものを希望します) 2 最優秀者のプロポーザル参加申出書(要領様式1-1) 3 最優秀者の会社概要書(要領様式1-2) 4 最優秀者の企画提案書 5 最優秀者の業務推進体制(要領様式3-1) 6 予定業務管理者及び担当者の経歴等(要領様式3-2) 7 最優秀者の仕様書要件一覧に対する回答(要領様式4) 8「かすがいいいきいポイントアプリ構築運用業務委託選定審査会」の委員名簿	かすがいいいきいポイントアプリ構築運用業務委託プロポーザルについて 2 最優秀者のプロポーザル参加申出書(要領様式1-1) 3 最優秀者の会社概要書(要領様式1-2) 4 最優秀者の企画提案書 5 最優秀者の業務推進体制(要領様式3-1) 6 予定業務管理者及び担当者の経歴等(要領様式3-2) 7 最優秀者の仕様書要件一覧に対する回答(要領様式4)	9月19日	一部開示	①企画提案書資料のうち最優秀事業者が一般に公開していない技術やノウハウ等が含まれる部分 ②事業実施者の氏名、資格の名称及び取得年月、資格を証する書類の写し、年齢、実務経験、業務経歴等	第7条第1号、第2号及び第3号ア
				かすがいいいきいポイントアプリ構築運用業務委託企画提案審査集計結果表	9月9日	一部開示	最優秀者と次点者以外の事業者名	第7条第3号ア
				8「かすがいいいきいポイントアプリ構築運用業務委託選定審査会」の委員名簿	9月9日	全開示		
83	8月13日	健康福祉部 健康増進課	令和6年7月1日付け「6春健第627号」で開示されたExcelデータ8160に記述のある68歳男性の死亡診断書もしくは検死報告書等々、死亡に関することが分かる春日井市が把握しているすべての情報。該当の男性の最後に打ったワクチンに関しての情報が分かる春日井市が把握しているすべての情報	・新型コロナワクチン予防接種についての説明書(追加(4回目)接種用) ・ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて (令和4年4月22日、8月26日、令和5年1月25日付け) ・ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン及び武田社ワクチン(ノババックス)の有効期限の取扱いについて	8月23日	全開示		
84	8月13日	消防本部 消防署	令和6年7月1日付け「6春建第627号」で開示されたExcelデータ8160に記述のある68歳男性の死亡診断書もしくは検死報告書等々、死亡に関することが分かる春日井市が把握しているすべての情報。	救急出場報告書 救助活動報告書	10月29日	一部開示 (変更決定)	個人の氏名、生年月日、住所に該当する項目、現場及び死亡者の状況に関する記述の一部、距離、既往症、警察官の所属	第7条第2号
85	8月13日	健康福祉部 地域共生推進課	令和6年7月1日付け「6春建第627号」で開示されたExcelデータ8160に記述のある68歳男性の死亡診断書もしくは検死報告書等々、死亡に関することが分かる春日井市が把握しているすべての情報。	地域見守り活動に係る通報受付票 孤独死への救急出場報告書	10月29日	一部開示 (変更決定)	個人の氏名、生年月日、住所、電話番号、通報者及び通報者の電話番号、生活保護の状況、親族、地域の担当者、現場の状況に関する記述の一部	第7条第2号
86	8月23日	いきがい創生部 東部市民センター	2021年6月に春日井市東部市民センターで購入したスタインウェイジャパン株式会社から購入したピアノの契約に関する文書(決裁を含む)	東部市民センターにおけるスタインウェイグランドピアノ購入に係る契約関連文書	9月6日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び第4号
87	8月29日	健康福祉部 健康増進課	①2018年(平成30年)1月より2023年(令和5年)12月までの年ごとの市内の全死亡者数。 ①についての死亡者の死亡日、死亡日時点の年齢、性別、インフルエンザワクチン接種の有無 接種の場合のインフルエンザワクチンの全ロット番号、インフルエンザワクチンの接種日、死因	2018年(平成30年)1月より2023年(令和5年)12月までの年ごとの市内の全死亡者数に係る死因。	9月12日	不開示 (不存在)		第11条第2項
				新健康管理システムの健康かるてからの抽出データ	9月12日	全開示		
88	8月29日	企画経営部 秘書課	令和4年6月分から現在に至る、 大垣共立銀行 春日井市役所出張所 普通預金 口座番号:433455 口座名義人:春日井市資金前渡員 秘書課長 ●●●● の通帳。指定期日に関わる、全ての①年月日②適用③お支払金額④お預かり金額⑤差引残高 が分かるもの。	春日井市資金前渡員通帳	9月12日	全開示		
89	9月2日	総務部 人事課	職員採用試験(令和4年12月以降実施)における従事職員の試験実施のための要領・マニュアルおよび実施結果に関する文書(開示請求日より前に受付されて特定された分を除き、古い順に100枚に満たるまで)	・6春人第519号 職員採用試験(6月実施)の実施要項について(伺) ・6春人第615号 職員採用試験(6月実施)第1次試験の合格者の決定について(伺) ・6春人第632号 職員採用試験(6月実施)の結果の通知について(伺) ・6春人第662号 体力試験(消防職)の実施要領について(伺) ・6春人第871号 職員採用試験(6月実施)における第2次試験合格者の決定について(伺)	9月17日	一部開示	受験者に係る氏名、フリガナ、生年月日、性別、年齢、現住所(住所)、前歴及び職員の電話番号	第7条第2号
90	9月6日	まちづくり推進部 建築指導課	・定期調査報告書(調査結果表のみ) ・定期調査報告概要書 ・定期検査報告概要書(建築設備・防火設備・昇降機) ・対象建築物の所在地 ・春日井市西高山町3-5-1 東春病院 全て最新のもの	定期調査報告書(調査結果のみ) 定期調査報告概要書 定期検査報告概要書(建築設備・防火設備・昇降機) 対象建築物の所在地:春日井市西高山町3-5-1 東春病院 全て最新のもの	9月19日	全開示		

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称 その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
91	8月29日	市民生活部 戸籍住民課	①2018年(平成30年)1月より2023年(令和5年)12月までの年ごとの市内の全死亡者数。 ①についての死亡者の死亡日、死亡日時点の年齢、性別、インフルエンザワクチン接種の有無 接種の場合のインフルエンザワクチンの全ロット番号、インフルエンザワクチンの接種日、死因	平成30年1月1日から令和5年12月31日死亡分の死亡届 (全死亡者請求に係るもの)	9月12日	不開示		第7条第1号
92	9月10日	産業部 企業活動支援課	平成30年2月22日付で春日井市と花王株式会社が締結したとと売買仮契約書(後に本契約書。以下、この請求書においては「本件契約書」とする)について、以下の項目について、公文書開示請求をする。尚、開示する際には、項目に対して、どういう公文書があるのか、各々明確にすること。 1. 本件契約書第3条第2項に基づいて、春日井市が花王株式会社に対して行った意志表示の書面。 2. 本件契約書第4条第1項に基づいて、花王株式会社が春日井市の指定の口座に金303,120,000円を振り込んだことを示す文書、及び、この振り込みにかかる調定決議書。調定決議書に添付された文書も全て含む。 3. 本件契約書第5条にあたる「平成29年8月17日付け 29春建5-16号」及び「都市計画法第34条の2第1項に基づく協議が成立した開発行為の内容」にかかるすべての文書。 4. 本件契約書第6条第1項にある、春日井市に公布された「都市計画法第36条第2項に基づく検査済証」 5. 本契約書第6条第1項により、春日井市が花王株式会社に「第2条に定める売代金と第4条第1項に定める契約保証金との差額」を請求した文書の全て。その請求した文書には、本件契約書第6条第2項にある「売渡人が発行する請求書」も含む。 6. 本件契約書第6条2項により、株式会社が春日井市に対して、「前項に定める差額を、売渡人が発行する請求書に記載する口座へ振込の方法により、売渡人が指定する支払期日までに納付」したことを示す文書。及び、この納付にかかる調定決議書。調定決議書に添付された文書も全て含む。もし、花王株式会社が春日井市の指定する支払期日までに納付せず、本件契約書第7条によって、延滞金を支払っている場合は、その延滞金も含めて支払ったことを示す文書。 7. 本件契約書第8条にある「買付け人が第2条に定める売買代金の支払いを完了したとき」を証する文書。 8. 本件契約書第8条第2項にによって、花王株式会社が春日井市に対して「当該所有権の移転登記に必要な書類を添えて当該所有権の移転登記を請求」したことを示す全ての文書。当然のことながら、この請求のために添えられた当該所有権の移転登記に必要な書類も全て含む。 9. 本契約書第8項第2項により、春日井市が花王株式会社からの請求に基づいて、遅滞なく所有権移転の登記を囑託したことを示す文書。 10.本件契約書第8条第3項により、春日井市が必要と認めて、「前項に定める所有権の移転登記の請求とともに、第19条に定める買戻しについての登記を請求し、前項に定める所有権の移転登記を囑託するときに、第19条に定める買戻しについての登記を併せて囑託」したことを示す全ての文書。 11.本契約書第12条第1項にある「平成29年12月27日付け花王株式会社作成に係る提案書」及び「建築計画書」 12.本件契約書第12条第2項によって、花王株式会社が春日井市に対して、「やむを得ない事情が発生した」として、当該理由を記載して提出した書面の全て。 13.本件契約書第12条第2項による協議により、変更された提案書の全て。 14.本件契約書第17条第2項によって、春日井市が花王株式会社に対して提出を求めた必要な報告又は資料の全て。 15.本件契約書第18条1項により、春日井市が花王株式会社に対して、本件契約書に定める義務の履行を催告した文書の全て。 16 本件契約書第18条第1項による契約の解除を春日井市が花王株式会	登記の囑託について(伺) (公文書開示請求書の9に対応する文書)	9月24日	全開示		
				1 平成30年3月13日 土地売買契約について(通知) 2 平成30年3月13日 調定決議書 3 平成29年6月22日 開発行為協議申出書 平成30年5月22日 開発行為変更協議申出書 令和元年8月 9日 開発行為変更協議申出書 4 令和元年11月15日 開発行為に関する工事の検査済証 5, 6, 7 令和2年2月26日 調定決議書 11 花王株式会社作成に係る提案書 12, 17, 21 令和3年1月5日 春日井市大泉寺地区における弊社物流センター計画(開設時期変更のお願い) 令和5年11月29日 大泉寺地区における物流センターについて 令和6年3月29日 大泉寺地区企業用地活用についてのお願い 令和6年6月14日 大泉寺地区企業用地 弊社物流センター建設計画の中止について 14, 15 令和6年1月12日 大泉寺地区企業用地の契約について(通知) 令和6年4月11日 大泉寺地区企業用地活用についてのお願いについて	10月24日	一部開示	① 法人及び団体の長の印影 ② 個人の印影 ③ 個人の住所、生年月日、設計資格に係るある最終学歴、設計資格に係るある登録又は講習、経歴の情報 ④ 公表していない経営戦略及びデータ ⑤ 供用開始時期等の交渉内容	① 第7条第3号及び第4号 ② 第7条第2号及び第4号 ③ 第7条第2号 ④ 第7条第3号 ⑤ 第7条第7号

整理 番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
			社に対して行った書面の全て。 17.本件契約書第19条第1項(1)号にある、花王株式会社が「第12条から第16条までの規定に違反したとき」を証する全ての文書。 18.本件契約書第19条第1項(2)号にある、花王株式会社が「虚偽の報告又は申告その他の不正な行為によりこの契約を締結したとき」を証する全ての文書。 19.本契約書第20条第1項により、春日井市が花王株式会社に対して、「売買人の指定する期日までに、本件土地を9条に定める引き渡しの際の状態に回復して返還しなければならない」と、本件土地の返還の期日を指定したことを示す文書の全て。 20.本件契約書第20条第2項により、花王株式会社が春日井市に対して提出した「本件土地の所有権移転又は抹消の登記に必要な書類」の全て。 21.本件契約書第21条第1項(1)号により、花王株式会社が春日井市に対して「売買代金の3割に相当する額」を支払わなければならない「売渡人が第18条の規定によりこの契約を解除したいとき又は第19条第1項の期待により本件土地を買い戻したとき」の事由が生じたことを証する文書の全て。 22.本件契約書第21条第1項(2)号により、花王株式会社が春日井市に対して「売買代金の3割を上限として売渡人が指定する割合に相当する額」を支払わなければならない「買受人が第12条から第16条までの規定に違反したとき」の事由が生じたことを証する文書の全て。 23.本件契約書第22条第1項により、春日井市が花王株式会社に使用料相当額の支払義務を履行させるために、行った請求の全て。 24.本件契約書第23条により、春日井市が花王株式会社に対して損害賠償請求を行ったことがわかる文書の全て。	8. 本件契約書第8条第2項によって花王株式会社が春日井市に対して「当該所有権の移転登記に必要な書類を添えて当該所有権の移転登記を請求」したことを示す全ての文書。当然のことながら、この請求のために添えられた当該所有権移転の登記に必要な書類も全て含む。 10. 本件契約書第8条第3項により、春日井市が必要と認めて、「前項に定める所有権の移転登記の請求とともに、第19条に定める買戻しについての登記を請求し、前項に定める所有権の移転登記を囑託するときに、第19条に定める買戻しについての登記を併せて囑託」したことを示す全ての文書。 11. 本件契約書第12条第1項にある「建築計画書」 13. 本件契約書第12条第2項による協議により、変更された提案書の全て。 16. 本件契約書第18条第1項による契約の解除を春日井市が花王株式会社に對して行った書面の全て。 18. 本件契約書第19条第1項(2)号にある、花王株式会社が「虚偽の報告又は申告その他の不正な行為によりこの契約を締結したとき」を証する全ての文書。 19. 本件契約書第20条第1項により、春日井市が花王株式会社に対して、「売渡人の指定する期日までに、本件土地を9条に定める引き渡しの際の状態に回復して返還しなければならない」と本件土地の返還の期日を指定したことを示す文書の全て。 20. 本件契約書第20条第2項により、花王株式会社が春日井市に対して提出した「本件土地の所有権移転又は抹消の登記に必要な書類」の全て。 22. 本件契約書第21条第1項(2)号により、花王株式会社が春日井市にたいして「売買代金の3割を上限として売渡人が指定する割合に相当する額」を支払わなければならない「買受人が第12条から第16条までの規定に違反したとき」の事由が生じたことを証する文書の全て。 23. 本件契約書第22条第1項により、春日井市が花王株式会社に使用料相当額の支払い義務を履行させるために、行った請求の全て。 24. 本件契約書第23条により、春日井市が花王株式会社に対して損害賠償請求を行ったことがわかる文書の全て。	10月24日	不開示 (不存在)		第11条第2項
93	9月10日	企画経営部 財政課	平成30年2月22日付けで春日井市と花王株式会社が締結した土地売買仮契約書(後に本契約書。以下、この請求においては『本件契約書』とする)について、公文書開示請求をする。 尚、開示する際には、項目に対して、どういう公文書があるのか、各々明確にすること。 本件契約書第8項第2項のより、春日井市が花王株式会社からの請求に基づいて、遅滞なく所有権移転の登記を囑託したことを示す文書。	登記の囑託について(伺) (公文書開示請求書の9に対応する文書)	9月24日	全開示		
94	9月17日	健康福祉部 健康増進課	新型コロナワクチンの接種開始(令和3年2月)より現在(令和5年12月13日)までの ①市内の全死亡者数 ②①についての死亡時点での年齢コロナワクチンの接種の有無、接種回数、接種日、ロット番号 ③②についての死亡日に係る新健康管理システムの健康かるてからの抽出データ	新健康管理システムの健康かるてからの抽出データ	10月3日	全開示		
95	9月19日	上下水道部 上下水道下水課	岩野川排水区浸水対策検討業務委託(春日井岩野町 外7町 地内)成果品一式	岩野川排水区浸水対策検討業務委託(春日井岩野町 外7町 地内)成果品一式	10月3日	全開示		
96	9月30日	まちづくり推進部 建築指導課	以下について開示をお願いいたします。 ・平成19年度 春建第125号 宅地耐震化推進事業の実施について(伺) 春建第126号 宅地耐震化推進事業の平成20年度予算要望について(依頼) 春建第458号 宅地耐震化推進事業の平成20年度予算要望について(伺) 春建第629号 宅地耐震化推進事業の平成20年度予算要望について(依頼) 春建第629号 宅地耐震化推進事業の平成20年度予算要望について(伺) 春建第667号 宅地耐震化推進事業に関する行政視察について(伺) ・平成22年度 春建第256号 春日井市宅地耐震化推進事業アドバイザー会議設置要綱について(伺) ・その他 これまでに開催されている春日井市宅地耐震化推進事業アドバイザー会議の議事録の開示をお願いいたします。	平成19年度 春建第125号 宅地耐震化推進事業の実施について(伺) 春建第126号 宅地耐震化推進事業の平成20年度予算要望について(依頼) 春建第458号 宅地耐震化推進事業の平成20年度予算要望について(伺) 春建第629号 宅地耐震化推進事業の平成20年度予算要望について(依頼) 春建第629号 宅地耐震化推進事業の平成20年度予算要望について(伺) 春建第667号 宅地耐震化推進事業に関する行政視察について(伺) ・平成22年度 春建第256号 春日井市宅地耐震化推進事業アドバイザー会議設置要綱について(伺)	10月29日	全開示		
			春日井市宅地耐震化推進事業アドバイザー会議の議事録の開示をお願いいたします。	春日井市宅地耐震化推進事業アドバイザー会議の議事録(平成22年度、24年度、25年度、26年度)	10月29日	一部開示	個人の氏名、土地の情報	第7条第2号及び第3号

整理 番号	受付日	担当課等	公文書の名称 その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
97	9月29日	総務部 総務課	公平委員会議事録(2023年度のものから新しい順に100枚に満たるまで)	公平委員会議事録(2023年度のものから新しい順に100枚に満たるまで)	11月8日	一部開示	1 不服申立人及び証人の氏名及び所属並びに非違行為及び証言の内容 2 弁護士の印影 3 職員団体の登録に関する議事中職員団体の登録申請に対する承認や職員団体の登録取り消しに関する議事 4 不利益処分に対する不服申立てに関する議事中 ア 不服申立人と委員との質疑応答部分に関する議事 イ 処分者と委員との質疑応答部分に関する議事 ウ 第三者の証人尋問部分に関する議事 エ 委員の審議部分に関する議事	1 第7条第2号 2 第7条第3号 3 第7条第7号 4 第7条第7号
98	10月1日	上下水道部 水道工務課	春日井市が令和6年度公共工事(上水道工事)で使用する水道の設計単価資料	令和6年度設計単価表(水道編)	10月15日	全開示		
99	10月2日	こども未来部 保育課	前並米穀店の入札参加指名停止について 同社と市保育課がこれまでに結んできた契約書 R6 4月の随意契約の際のやりとりのメモ、経緯	＜令和6年度米前期分契約までの手続書類＞ 令和6年1月29日 参考見積依頼 令和6年2月2日 随時契約とする意思決定(5春保第2060号) 令和6年2月2日 施行伺(5春保第2061号) 令和6年3月4日 入札見積執行伺書 令和6年3月13日 見積合わせ中止(5春保第2378号) 令和6年3月13日 施行伺(5春保第2381号) 令和6年3月25日 入札見積執行伺書 令和6年4月1日 契約締結(6春保第6号) ＜令和2年度から令和6年度までの米(単価契約)の契約書＞ 令和2年4月1日 契約書 令和2年11月1日 契約書 令和3年4月1日 契約書 令和3年11月1日 契約書 令和4年4月1日 契約書 令和4年11月1日 契約書 令和5年4月1日 契約書 令和5年11月1日 契約書 令和5年12月1日 契約書 令和6年4月1日 契約書	10月16日	一部開示	①事業者の担当者氏名及び電話番号 ②法人の印影	①第7条第2号 ②第7条第3号及び第4号
100	10月2日	総務部 総務課	前並米穀店の入札参加指名停止について 入札業者審査委員会の議事録など経緯のわかる資料	指名停止の決定に係る決裁文書及び添付資料	10月16日	一部開示	指名停止措置要領に係る事務内規の抜粋部分	第7条第6号
101	10月4日	産業部 企業活動支援課	春日井市が花王株式会社との間で、令和6年9月末頃以降に締結した、平成30年2月22日締結の土地売買仮契約書(後、本契約書)の合意解除の契約書(合意書)。その中には、買戻し額や違約金、使用料などを定めたものを含む	土地売買契約の解除に関する合意書	10月17日	一部開示	①法人の印影	第7条第3号及び第4号
102	10月4日	まちづくり推進部 都市政策課	令和6年4月1日から令和6年9月30日までの街区符号住居番号変更通知書及び該当する住居表示台帳 ※ 町名・街区符号が分かるように複写していただくようお願いします	住居表示台帳(東山町3丁目5街区、5丁目2街区、浅山町2丁目2街区)	10月15日	全開示		
				街区符号・住居番号変更等通知書 (6春都政第95号、159号、249号)	10月15日	一部開示	届出人の氏名	第7条第2号
103	10月3日	上下水道部 水道工務課	春日井市水道工務課の管理する「設計単価表(水道編)令和6年度版」(最新版)を開示願います	「設計単価表(水道編)令和6年度版」	10月17日	全開示		
104	10月7日	まちづくり推進部 建築指導課	49春建第4ー36号 54春建第4ー208号 上記の許可申請書の貼付添貼図面	49春建第4ー36号、 54春建第4ー208号 上記の許可申請書の添付図面	10月21日	全開示		
105	10月8日	市民生活部 資産税課	(春日井市)全域土地地番図 令和6年(2024年)1月現在最新のShapeファイル形式。 (ポリゴンデータとコード表示があればご提供お願いします。)	全域土地地番図	10月21日	全開示		

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
106	10月18日	健康福祉部 健康増進課	令和6年5月23日付「6春建第394号」により開示された副反応疑いの文書以降より開示請求の日(令和6年10月18日)現在まで ①春日井市が保有している副反応疑い報告 (個人情報を除いたすべて) ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでもかまいません。	予防接種後副反応疑い報告書	11月1日	一部開示	患者(被接種者)の氏名又はイニシャル(姓・名)、生年月日、報告者の氏名、医療機関名、住所、電話番号	第7条第2号
107	10月18日	健康福祉部 健康増進課	R3年2月より始まった新型コロナワクチンについて、春日井市内の老人施設にて優先的に接種したことが分かるもの、または集団接種したことがわかる、春日井市が把握している、個人情報を除いた全ての文書 ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでもかまいません。	(1)高齢者施設等における新型コロナウイルスワクチンの接種について (2)高齢者施設・障害者支援施設等における新型コロナウィルスワクチンの接種について	11月1日	全開示		
108	10月18日	健康福祉部 健康増進課	新型コロナワクチンが開始された令和3年2月より開示請求の日(令和6年10月18日)現在まで 「予防接種健康被害救済制度認定状況一覧」 春日井市が受付け、県を経由し(もしくは經由せず)国に調達した「予防接種健康被害救済制度」、春日井市が把握し、個人情報を除いた開示できる情報すべて(「予防接種健康被害救済制度認定状況一覧」) ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでもかまいません。	予防接種健康被害救済制度認定状況一覧	11月1日	全開示		
				予防接種後副反応疑い報告書	11月1日	一部開示	患者(被接種者)の氏名又はイニシャル(姓・名)、生年月日、報告者の氏名、医療機関、住所、電話番号	第7条第2号
109	10月30日	総務部 人事課	職員採用試験(令和4年12月以降実施)における従事職員の試験実施のための要領・マニュアルおよび実施結果に関する文書(開示請求日より前に受付されて特定された分を除き、古い順に100枚に満たるまで)	・6春人第871号 職員採用試験(6月実施)における第2次試験合格者の決定について(伺) ・6春人第872号 職員採用試験(6月実施)の結果の通知について(伺) ・6春人第1110号 職員採用試験(9月実施)の実施要項について(伺) ・6春人第1236号 職員採用試験(9月実施)第1次試験の合格者の決定及び第2次試験に関する通知について(伺)	11月12日	一部開示	1 受験者に係る氏名、フリガナ、生年月日、性別、年齢、現住所(住所)、前歴、大学名及び職員の電話番号 2 試験官の氏	1 第7条第2号 2 第7条第7号
110	11月11日	市民生活部 市民生活課	市民活動における各資料 1 令和6年度仕様書 2 令和6年度入札結果(参加社、金額) 3 令和2年度から現時点までの事故による保険金支払件数と保険金金額(年度毎にお願いします)	春日井市自治会活動保険仕様書 春日井市自治会活動保険契約見積合わせ依頼業者一覧 過去5年間の保険金支払い件数、保険金金額	11月25日	全開示		
111	11月15日	健康福祉部 健康増進課	2021年2月より始まった新型コロナウィルスワクチンについて春日井市が把握している以下のすべて ① 老人施設等、先行接種した場合、いつ頃どれくらいの人数が、いつ頃先行接種をしていたのか分かるもの ② ①についてロットごとに分配された医療機関、集団接種会場、老人保健施設の名称や分配数が分かるもの (他都市では分配管理台帳を開示してもらっています) ※すべてに当てはまっていなくとも一部のみでも構いません。Excelデータを希望します。	(1) 高齢者施設における新型コロナワクチンの接種状況調査 (2) 先行接種期間(令和3年2月から令和6年7月)における新型コロナワクチン配送クールごとの分配記録	11月29日	一部開示	(1)担当者名、電話番号	第7条第2号、第3号
				新型コロナワクチンの接種が始まった2021年2月から先行接種期間における、新型コロナワクチンのロットごとの分配記録。	11月29日	不開示 (不存在)		第11条第2項
112	11月15日	健康福祉部 健康増進課	新型コロナワクチンが開始された令和3年2月より開示請求の日(令和6年11月15日)現在まで春日井市は把握している春日井市民の以下の情報のすべて ① 全市民の年齢性別(抽出日時点の年齢とする＝亡くなっている場合、転出している場合はその時点の年齢 ※無理な場合は抽出日でも可) ② ①のワクチン接種の有無 ③ ②の接種の場合のロット番号、接種日 ④ 死亡している場合の死亡日、死因(できれば) ⑤ 転出している場合は転出日 ⑥ 令和3年2月以降に転入されている方については転入日も ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでも構いません。	新型コロナワクチンの接種が始まった令和3年2月より開示請求のあった現在(令和6年11月15日)までの (1)予防接種健康被害救済制度申請における死亡診断書 (2)予防接種後副反応疑い報告書 及び全市民に関する (3)新健康管理システムの健康かるてからの抽出データ	11月29日	一部開示	(1)氏名、生年月日、死亡したところ、施設の名称、発病(発症)又は受傷から死亡までの期間、直接死因、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等、診断した医療機関の名称及び所在地、医師、印影、患者コード、患者名 (2)患者(被接種者)の氏名又はイニシャル(姓・名)、生年月日、報告者の氏名、医療機関、住所、電話番号	第7条第2号及び第4号
113	11月23日	まちづくり推進部 建築指導課	以下2点の開示をお願いいたします。 1. 文書番号19春建第125号に記載した大規模盛土造成地の変動予測の対象地域を宅地造成工事規制区域内の9km2にした経緯がわかる資料(議事録など) 2. 文書番号19春建第667号に記載の平成20年2月に川崎市まちづくり局指導部建築監察課へ行政視察した際の報告書(議事録)。	文書番号19春建第125号に記載した大規模盛土造成地の変動予測の対象地域を宅地造成工事規制区域内の9km2にした経緯がわかる資料	12月6日	不開示 (不存在)		第11条第2項
				川崎市行政視察報告書	12月6日	全開示		

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称 その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
			53愛知県春日井市●●●●●●●● 54愛知県春日井市●●●●●●●● 55愛知県春日井市●●●●●●●● 56愛知県春日井市●●●●●●●● 57愛知県春日井市●●●●●●●● 58愛知県春日井市●●●●●●●● 59愛知県春日井市●●●●●●●● 60愛知県春日井市●●●●●●●● 61愛知県春日井市●●●●●●●● 62愛知県春日井市●●●●●●●●	建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による解体等の届出書(様式第一号) 物件住所: 愛知県春日井市●●●●●●●●	12月9日	一部開示	個人の氏名、電話番号、郵便番号及び住所	第7条第2号
118	11月30日	市民生活部 戸籍住民課	印鑑証明書の情報システムのマニュアルの始めから100枚に満たるまで	印鑑証明書の情報システムのマニュアルの始めから100枚に満たるまで	1月14日	不開示		第7条第1号及び第3号ア
119	12月2日	上下水道部 配水管理事務所	1. 令和6年8月から令和6年11月まで、春日井市が、水道法第20条第3項の定めにある登録機関へ委託して行った、町屋第1～第6水源及び町屋送水場におけるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査の記録の全て。但し、この記録には登録検査機関が春日井市に提出した検査結果の根拠資料(クロマトグラム、濃度計算書等)等は含まない。 3. 水質検査業務委託仕様書 令和6年度春日井市上下水道部	1.令和6年8月から令和6年11月まで、春日井市が水道法第20条第3項の定めにある登録検査機関へ委託して行った、町屋第1～第6水源及び町屋送水場におけるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査の記録の全て。但し、この記録には登録検査機関が春日井市に提出した検査結果の根拠資料(クロマトグラム、濃度計算書等)は含まない 3. 水質検査業務委託仕様書 令和6年度春日井市上下水道部	12月16日	一部開示	受託者(法人)及び検査責任者の印影	第7条第4号
120	12月2日	上下水道部 上下水道経営課	2. 令和6年10月に町屋第6水源で採水した、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査の支出行為決議書の全て。尚、この支出行為決議書には、添付されている資料も全て含む。	水質検査業務委託(PFOS/PFOA)その2 支出負担行為決議書	12月16日	一部開示	担当者氏名、法人及び代表者の印影	第7条第2号、第3号及び第4号
121	12月10日	建設部 土木管理課	春日井市坂下町5-1215-443 地点の承認工事申請書(令和6年提出物) ならびに添付図面全て	道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書	12月24日	一部開示	現場責任者の携帯電話番号	第7条第3号
122	12月11日	いきがい創生部 図書館	ブックプロテクションシステム磁気測定結果について(令和6年分)	ブックプロテクションシステム磁気測定結果について(令和6年分)	12月26日	一部開示	法人の印影及び個人の氏名	第7条第2号、第3号及び第4号
123	12月25日	監査事務局 監査課	「令和6年10月11日付 6春監177号(以下、当該文書)」にまつわる以下の文書 1. 当該文書中「第3 監査の実施 3監査対象部局調査」にある「本件請求に係る事務を執行した上下水道部の職員(上下水道部長 配水管理事務所長 上下水道経営課長等)に対して説明を求め」た全ての文書 2. 当該文書中「第3 監査の実施 4監査の結果 1確認した事実 (4)8月21日水質検査に係る経緯について」にかかる以下の文書 (ア)「イ アの運転変更により～(中略)～水質検査を実施した」を確認した全ての文書 (イ)「オ 桃山配水場が供給される～(中略)～8月21日に採水することとし水質検査を実施した。」を確認した全ての文書	住民監査請求監査調査 ※この調査は、令和6年10月11日付6春監177号通知「春日井市職員措置請求の監査結果について(通知)」文書中「第3 監査の実施 3監査対象部局調査」の「本件請求に係る事務を執行した上下水道部の職員(上下水道部長 配水管理事務所長 上下水道経営課長等)に対して説明を求め」たすべての文書です。また、「第4 監査の結果 1確認した事実 (4)イ及びオ」を確認したすべての文書を含みます。	1月15日	一部開示	営業担当者、担当者、承認者、分析者の氏名、分析者の顔写真、設計採用単価決定時の見積価格、順位、採用見積平均金額との比較、法人及び担当者の印影、法人の銀行講座	第7条第2号 第7条第3号 第7条第4号
124	12月25日	上下水道部 配水管理事務所	1.「令和5年8月18日付 請書 受注者:株式会社東海分析化学研究所 件名:水質検査業務委託(PFOS/PFOA)」を委託した時に、当時の水道法第二十四条の三第2項の規定により、水道事業者である春日井市が厚生労働大臣に届け出た全ての文書。この委託にかかる契約が効力を失った時に届け出た文書も含む。 2.「令和5年4月19日付 委託契約書 受託者:株式会社東海分析化学研究所 委託名:水質検査業務委託」を委託した時に、当時の水道法第二十四条の三第2項の規定により、水道業者である春日井市が厚生労働大臣に届け出た全ての文書。この委託にかかる契約が効力を失った時に届け出た文書も含む。	1.「令和5年8月18日付 請書 受注者:株式会社東海分析化学研究所 件名:水質検査業務委託(PFOS/PFOA)」を委託した時に、当時の水道法第二十四条の三第2項の規定により、水道事業者である春日井市が厚生労働大臣に届け出た全ての文書。この委託にかかる契約が効力を失った時に届け出た文書も含む。 2.「令和5年4月19日付 委託契約書 受託者:株式会社東海分析化学研究所 委託名:水質検査業務委託」を委託した時に、当時の水道法第二十四条の三第2項の規定により、水道業者である春日井市が厚生労働大臣に届け出た全ての文書。この委託にかかる契約が効力を失った時に届け出た文書も含む。	1月8日	不開示 (不存在)		第11条第2項
125	12月26日	上下水道部 下水建設課	R2 ストックマネジメント実施方針策定業務委託(管路施設) 春日井市内一円の成果品一式	ストックマネジメント実施方針策定業務(管路施設) 報告書、報告書概要版及び調査報告書 令和3年3月	1月23日	一部開示	担当者氏名及び顔写真、法人の電話番号及びメールアドレス並びに個人の印影	第7条第2号、第3号及び第4号

整理 番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
126	12月31日	市民生活部 戸籍住民課	印鑑証明書の情報システムのマニュアル(開示請求日より前に受付されて特定された分を除く)	印鑑証明書の情報システムのマニュアル(開示請求日より前に受付されて特定された分を除く)	1月14日	不開示		第7条第1号及び第3号ア
127	12月31日	総務部 人事課	職員採用試験(令和4年12月以降実施)における従事職員の試験実施のための要領・マニュアルおよび実施結果に関する文書(開示請求日より前に受付されて特定された分を除き、かつ今月請求した印鑑証明書の情報システムのマニュアルの枚数を合わせて古い順に100枚に満たるまで)	・6春人第1236号 職員採用試験(9月実施)第1次試験の合格者の決定及び第2次試験に関する通知について(伺) ・6春人第1268号 体力試験(消防職・労務職)の実施要領について(伺) ・6春人第1518号 職員採用試験(9月実施)における第2次試験合格者の決定及び内定通知について(伺) ・6春人第1556号 職員採用試験(12月実施)の実施要領について(伺) ・6春人第1666号 職員採用試験(12月実施)第1次試験の合格者の決定について(伺)	1月20日	一部開示	受験者係る氏名、生年月日、性別、年齢、現住所(住所)、前歴、大学名、郵便番号、電話番号、メールアドレス及び職員の電話番号	第7条第2号
128	1月5日	上下水道部 配水管理事務所	1. 令和6年12月に、春日井市が水道法第20条第3項の定めにある登録検査機関へ委託して行った、町屋第6水源におけるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査の記録の全て。但し、この記録には登録検査機関が春日井市に提出した検査結果の根拠資料(クロマトグラム、濃度計算書等)は含まない	1.令和6年12月に、春日井市が、水道法第20条第3項の定めにある登録検査機関へ委託して行った、町屋第6水源における、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査の記録の全て。但し、この記録には、登録検査機関が春日井市に提出した検査結果の根拠資料(クロマトグラム、濃度計算書等)は含まない。	1月20日	一部開示	受託者(法人)及び検査責任者の印影	第7条第4号
129	1月5日	上下水道部 上下水道経営課	2. 令和6年12月に町屋第6水源で採水した、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査の支出行為決議書の全て。尚、この支出行為決議書には、添付されている資料も全て含む。	水質検査業務委託(PFOS及びPFOA)その3(単価契約)(12月 2検体)支出負担行為決議書兼支出決議書	1月20日	一部開示	振込口座、法人及び代表者の印影	第7条第3号及び第4号
130	1月6日	健康福祉部 健康増進課	令和6年10月より定期接種が始まったコロナワクチンについて、市議会、ワクチン接種の金額が上がった等の説明がありましたが、当初1回あたりの接種の金額、春日井市や国や県、その他検討の助成等の金額、変更があった後の金額や市や県、国の助成金の金額、結果的に市民が郁也負担するのか等がわかるもの。 新型コロナワクチンの定期接種に伴う春日井市の予定している予算等(当初予算と、変更後の予算等)	(1)令和6年度第1回予防接種に関する自治体説明会資料 (2)令和6年6月議会補正予算(新型コロナワクチン感染症定期接種事業) (3)広報春日井 令和6年10月号 (4)令和6年度新型コロナワクチン定期接種に係る実施承諾書の御提出について(依頼)	1月20日	全開示		
131	1月6日	健康福祉部 健康増進課	新型コロナワクチンが開始された令和3年2月より令和6年12月31日まで春日井市は把握している春日井市民の以下の情報のすべて ① 令和6年10月1日より始まったコロナワクチン定期接種対象の65歳以上の市民の年齢性別(抽出日時点の年齢とする＝亡くなっている場合、転出している場合はその時点の年齢 ※無理な場合は抽出日でも可) ② ①のワクチン接種の有無(10月からの定期接種分も含む) ③ ②の接種の場合のロット番号、接種日 ④ 10月からの新型コロナワクチンの定期接種している場合は定期接種した場所(できれば) ⑤ 死亡している場合の死亡日、死因(できれば) ⑥ 転出している場合は転出日 ⑦ 令和3年2月以降に転入されている方については転入日も ⑧ 定期接種に送付した、接種案内や接種に係る送付物。 ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでも構いません。	新型コロナワクチンの接種が始まった令和3年2月から令和6年12月31日までの65歳以上の市民に関する (1)予防接種健康被害救済制度申請における死亡診断書 (2)新健康管理システムの健康からてからの抽出データ 新型コロナワクチンに係る定期接種対象者に送付した案内 (3)令和6年度のインフルエンザ・新型コロナワクチン定期接種のお知らせ(令和5年度に広域接種及び指定外接種の申請・接種を行った人のみ案内送付) (4)新型コロナワクチン接種を受ける方への案内	1月20日	一部開示	(1)氏名、生年月日、死亡したところ、施設の名称、発病(発症)又は受傷から死亡までの期間、直接死因、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等、診断した医療機関の名称及び所在地、医師、印影、患者コード、患者名 (2)定期接種した医療機関名	第7条第2号及び第4号
132	1月6日	市民生活部 戸籍住民課	新型コロナワクチンが開始された令和3年2月より令和6年12月31日まで春日井市は把握している春日井市民の以下の情報のすべて ① 令和6年10月1日より始まったコロナワクチン定期接種対象の65歳以上の市民の年齢性別(抽出日時点の年齢とする＝亡くなっている場合、転出している場合はその時点の年齢 ※無理な場合は抽出日でも可) ② ①のワクチン接種の有無(10月からの定期接種分も含む) ③ ②の接種の場合のロット番号、接種日 ④ 10月からの新型コロナワクチンの定期接種している場合は定期接種した場所(できれば) ⑤ 死亡している場合の死亡日、死因(できれば) ⑥ 転出している場合は転出日 ⑦ 令和3年2月以降に転入されている方については転入日も ⑧ 定期接種に送付した、接種案内や接種に係る送付物。 ※全部の条件に当てはまっても差支えない部分のみでも構いません。	令和3年2月1日から令和6年12月31日死亡分の死亡届(全市民請求に係るもの)	1月20日	不開示		第7条第1号

整理番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
133	1月11日	健康福祉部 健康増進課	春日井市が現在保管している以下のすべて 副反応疑い報告について令和3年2月以前の、コロナワクチン以外の被害についての報告について ※令和3年以降は開示していただいていると思いますが、コロナワクチン以外の被害が令和3年2月以降にあればそちらもお願いします。	予防接種後副反応疑い報告書	1月27日	一部開示	患者(被接種者)の氏名又はイニシャル(姓・名)、生年月日、報告者の氏名、医療機関、住所、電話番号、FAX送信者情報	第7条第2号
134	1月11日	健康福祉部 健康増進課	予防接種健康被害救済制度について1977年より開示請求のあった日まで、事由がコロナワクチンを除くすべての救済制度の申請者数、認定数等の詳細が分かるもの。 ※廃棄されているものもあるかと思います。今現在わかる範囲でお答えください。また廃棄されている場合は保存期間を教えてください。			取り下げ		
135	1月21日	建設部 公園緑地課	春日井市が●●●●●●●●●●●●より受け取った、市の情報公開条例に基づいた処分に対して起こした訴訟	春日井市が●●●●●●●●●●●●より受け取った、市の情報公開条例に基づいた処分に対して起こした訴訟	1月29日	不開示 (不存在)		第11条第2項
136	1月23日	市民生活部 市民生活課	市内全地区の区・自治会・町内会名 及び 区・自治会・町内会長名	市内全地区の区・自治会・町内会名 及び 区・自治会・町内会長名	2月4日	一部開示	認可地縁団体以外の会長名	第7条第2号及び第7号
137	1月24日	環境部 清掃事業所	ゴミステーション移設に関して業者と利用者の紛争にかかわる記録 2010年以降	春日井市ゴミステーションに関する協議書、設置場所見取り図、2010年以降の ゴミステーション移設に関して、業者と利用者の紛争に関わる記録	2月7日	一部開示	1(1)個人の氏名、住所、電話番号、自動車登録番号標及び法人の情報 (2)相談記録の一部 2 法人の携帯電話番号	1(1)(2) 第7条第2号 2 第7条第3号
138	1月24日	市民生活部 市民生活課	ゴミステーション移設に関して業者と利用者の紛争にかかわる記録 2010年以降	ゴミステーション移設に関して業者と利用者の紛争にかかわる記録 2010年以降 請求者に関する相談記録を除く	2月7日	不開示 (不存在)		第11条第2項
139	1月27日	健康福祉部 健康増進課	新型コロナワクチンが開始された令和3年2月より開示請求の日(令和7年1月27日)現在まで 「予防接種健康被害救済制度認定状況一覧」 春日井市が受付け、県を経由し(もしくは經由せず)国に進達した「予防接種健康被害救済制度」、春日井市が把握し、個人情報を除いた開示できる情報のすべて(「予防接種健康被害救済制度認定状況一覧」) ※ 全部の条件に当てはまってなくとも差支えない部分のみでもかまいません。	予防接種健康被害救済制度認定状況一覧	2月10日	一部開示	病名(否認されたもの)	第7条第2号
140	1月31日	市民生活部 資産税課	令和6年度の春日井市全域の路線価図(電子ファイルによる写しの交付をお願いします。)	令和6年度の春日井市全域の路線価図	2月7日	全開示		
141	1月31日	まちづくり推進部 都市政策課	原則:2024年7月1日から2024年12月31日までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は必要ありません。)下記見本参照(※1)と該当の住居表示台帳又は位置図(※1との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います。)上記の情報を含むGISデータ(shapeデータ等)がある場合は、当該GISデータも併せて開示をお願いします。	住居表示台帳(浅山町2丁目2街区、3丁目1街区、東山町2丁目8街区)	2月17日	全開示		
				建物等異動届(6春都政第249号、第692号、第741号) 街区符号・住居番号変更等通知書(6春都政第249号、第692号、第741号)	2月17日	一部開示	届出人の住所、氏名、電話番号	第7条第2号
				GISデータ(該当地:浅山町2丁目2番●●、3丁目1番●●、東山町2丁目8番●●)	2月17日	不開示		第7条第2号及び第8条第1項
142	2月21日	建設部 土木管理課	●●●●●●●● ●●●● の境界立会 資料	道路境界立会申請書	3月7日	一部開示	申請人の住所及び氏名、立会人及び担当者の氏名、印影	第7条第2号 第7条第4号
143	2月28日	総務部 総務課	令和4年度懲戒処分取消等請求事件(控訴)の文書全部	令和4年度懲戒処分取消等請求事件(控訴)の文書全て	3月14日	一部開示	1 事件番号 2 氏名、住所、職名、所属並びに控訴理由書、答弁書及び判決文中原告等の業務内容及び懲戒処分の取消に係る請求以外の請求が分かる記載 3 弁護士メールアドレス 4 弁護士の印影	第7条第2号 第7条第3号 第7条第3号及び第4号

整理 番号	受付日	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした 根拠規定
144	2月28日	市民病院 医事課	春日井市民病院の「診療情報の提供についての指針」	春日井市民病院診療情報の提供についての指針	3月14日	全開示		
145	2月28日	総務部 人事課	職員採用試験(令和4年12月以降に実施)における従事職員の試験実施のための要領・マニュアルおよび実施結果に関する文書(本日開示請求した文書を除き、かつ、開示請求日より前に受付されて特定された分を除き、古い順に100枚に満たるまで)	・6春人第1666号 職員採用試験(12月実施)第1次試験の合格者の決定について(伺い) ・6春人第1690号 職員採用試験(12月実施)第1次試験の合格者の決定及び第2次試験に関する通知について(伺) ・6春人第1765号 体力試験(消防職)の実施要領について(伺)	3月14日	一部開示	受験者に係る氏名、フリガナ、性別、及び職員の電話番号	第7条第2号
146	3月2日	健康福祉部 健康増進課	令和6年8月27日付けで厚生労働省より市町村当てに送付された事務連絡、接種記録の対応について送られていた文書、またこの日以外にも送付された付随する文書すべて(こちらでこの日に送付された「その4」について確認します。その1〜3とその4以後の文書もあれば開示してください。その4の開示もお願いします。)	1 令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について 2 令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その2) (1)【別添1】VRS機能縮小イメージ (2)【別添2】接種証明書アプリサービス終了イメージ 3 令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その3) (1)【別添1】新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項 (2)【別添2】新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項 新旧対照表 (3)【別添3】利用規約同意イメージ 4 令和6年度以降のワクチン接種記録システム(VRS)の対応等について(その4) (1)【様式】「管理者」権限付与申請様式 (2)【様式】新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 (3)【別添3】利用規約同意イメージ	4月16日	一部開示	システムのレイアウト	第7条3号及び第4号
147	3月26日	上下水道部 下水建設課	令和6年度 春日井市 上下水道部 上下水道経営課 入札 案件名称:マンホール改築実施設計業務委託 開札:令和06年06月07日(金)10時00分 上記業務委託の成果品:一式 (1)位置図 A3版 1部 (2)系統図(設計全区域の下水道管路系統)A3版 1部 (3)平面図 A3版 1部 (4)縦断面図 A3版 1部 (5)構造図 A3版 1部 (6)仮設図 A3版 1部 (7)水理計算書 A4版 1部 (8)構造計算書 A4版 1部 (9)数量計算書 A4版 1部 (10)報告書 A4版 1部 (11)工事特記仕様書 A4版 1部 (12)打合せ議事録 A4版 1部 (13)業務計画書 (14)照査報告書			取り下げ		
148	3月31日	総務部 総務課	市が被告となった人事関係の事件に関する判決文(令和4年度情報公開実施状況一覧表整理番号357において公開されたものを除き、古いものから数えて100枚に満たるまで)	市が被告となった人事関係の事件に関する判決文(令和4年度情報公開実施状況一覧表整理番号357において公開されたものを除き、古いものから数えて100枚に満たるまで)	4月9日	一部開示	1 事件番号 2 氏名、住所、職名、及び判決文中原告等の業務内容及び懲戒処分 の取り消しに係る請求以外の請求が分かる記載	第7条第2号

整理 番号	受付日	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報記録されている 公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足 りる事項	開示請求等に係る保有個人情報記録さ れている公文書の件名	開示決定 等の通知 をした日	開示決定等の 内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	訂正請求に係る 個人情報の開示 を受けた日その他 当該保有個人情報 を特定するに足 りる事項	訂正請 求の趣 旨及び 理由	訂正を求め る内容		個人情報 訂正(不訂 正)の決定 の通知をし た日	訂正請求に かかる保有 個人情報 が記録されて いる公文書 の名称	訂正しな いこととし た理由
													訂正 前	訂正 後			
25	7月31日	市民生活部 戸籍住民課	7月25日または7月26日に代理人の●●●●●が申 請した私の住民票及び所得課税証明書の申請書及 び委任状	開示請求者が記載された住民票の写し等 の交付を求める「住民票の写し等の交付申 請書」及び委任状 (代理人：●●●●●、申請期間：令和6年7月 25日から令和6年7月26日まで)	8月8日	一部開示	委託先従業員の氏、印影	第78条第1項第2号	開示請求者以外の特定の個人が識別さ れるため								
26	7月31日	市民生活部 市民税課	7月25日または7月26日に代理人の●●●●●が申 請した私の住民票及び所得課税証明書の申請書及 び委任状	7月25日または7月26日に代理人の●● ●●●が申請した●●●●●の所得課税証明 書の申請書及び委任状	8月8日	不開示		第82条第2項	当該文書を取得しておらず、存在しない ため								
27	8月13日	健康福祉部 介護・高齢福祉 課	要介護認定・要支援認定通知書 介護請求先がわかるもの(最新のもの)	要介護認定結果通知書・介護給付実績	8月20日	全開示											
28	8月21日	健康福祉部 介護・高齢福祉 課	令和元年1月1日からの主治医意見書	主治医意見書	9月4日	全開示											
29	9月5日	健康福祉部 地域共生推進課	令和6年2月の相談内容	DV相談受付票	9月19日	全開示											
30	9月11日	市民生活部 戸籍住民課	●●●●●に係る戸籍証明等の交付申請書 (令和5年9月1日～令和6年9月11日まで) ●●●●●、●●●●●及び●●●●●の直系血族が申請し たものを除く	●●●●●、●●●●●及び●●●●●の直系血族 の請求分を除く●●●●●に係る戸籍証明等 の交付申請書(申請期間：令和5年9月1日 から令和6年9月11日まで)	9月26日	一部開示	①使用者の住所、氏名、続柄、使用目 的、来庁者の住所、氏名、続柄 ②委託先従業員の印影 ③委任者、委任事項、受任者 ④司法書士の印影 ⑤業務の種類、依頼者の氏名又は名称、 依頼者について該当する事由、上記に該 当する事由	①第78条第1項第2号 ②第78条第1項第2号 ③第78条第1項第2号 ④第78条第1項第3号及び第5号 ⑤第78条第1項第2号又は第3号	①開示請求者以外の特定の個人が識 別されるため ②開示請求者以外の特定の個人が識 別されるため ③開示請求者以外の特定の個人が識 別されるため ④開示することにより当該司法書士の 権利、競争上の地位その他正当な利益 を害するおそれがあるため及び犯罪の 予防に支障を及ぼすおそれがあるため ⑤開示することにより依頼者を識別する ことができるため。依頼者が識別される ことにより、司法書士と依頼者との信頼 関係が損なわれるおそれがあるため及 び司法書士の業務に支障を及ぼすおそ れがあり、司法書士の権利、競争上の 地位その他正当な権利を害するおそれ があるため。								
31	9月20日	健康福祉部 介護・高齢福祉 課	認定調査表 主治医意見書 結果通知書 平成28年から亡くなるまで	要介護認定結果通知書・認定調査票	9月30日	全開示											
				主治医意見書	10月16日	全開示											
32	10月2日	市民生活部 市民税課	令和6年度市県民税の申告書と添付書類一式	令和6年度市民税・県民税の申告書、添付 書類一式(●●●●●様分)	10月16日	全開示											
33	10月24日	健康福祉部 健康増進課	コロナワクチン予防接種健康被害救済申請した際に 市がまとめた私の経過記録等県に提出した書類一 式 予診票	(1) 接種概要(申請者1) (2) 新型コロナワクチン接種の予診票	11月6日	全開示											
34	10月24日	健康福祉部 健康増進課	コロナワクチン予防接種健康被害救済申請した際の 市の審査会の私個人の部分の議事録	令和5年度第3回春日井市予防接種健康被 害調査委員会議事録	11月6日	全開示											
35	11月18日	市民生活部 戸籍住民課	令和6年11月12日請求分戸籍証明等の交付申請書 (本人・同一戸籍及び直系血族・公用請求分を除く)	令和6年11月12日請求分戸籍証明等の交 付申請書 (本人・同一戸籍及び直系血族・公用請求分 を除く)	11月26日	一部開示	①請求に係るものの氏名 ②業務の種類、依頼者の氏名又は名称、 依頼者についての該当する事由、上記に 該当する具体的事由 ③司法書士の印影 ④司法書士法人の担当者氏名及び性別 ⑤委託先従業員の印影	①第78条第1項第2号 ②第78条第1項第2号又は第3号 ③第78条第1項第3号及び第7号 ④第78条第1項第2号 ⑤第78条第1項第2号	①開示請求者以外の特定の個人が識 別されるた ②開示することにより依頼者を識別する ことができるため。依頼者が識別される ことにより、司法書士と依頼者との信頼 関係が損なわれるおそれがあるため及 び司法書士の業務に支障を及ぼすおそ れがあり、司法書士の権利、競争上の 地位その他正当な権利を害するおそれ があるため。 ③開示することにより当該司法書士の 権利、競争上の地位その他正当な利益 を害する恐れがあるため及び犯罪の予 防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ④開示請求者以外の特定の個人が識 別されるため。 ⑤開示請求者以外の特定の個人が識 別されるため。								
36	11月19日	まちづくり推進部 建築指導課	49春建第4-36号 左記の許可申請書一式	49春建第4-36号 左記の許可申請書一式	11月28日	全開示											

整理 番号	受付日	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報記録されている 公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足 りる事項	開示請求等に係る保有個人情報記録さ れている公文書の件名	開示決定 等の通知 をした日	開示決定等の 内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	訂正請求に係る 個人情報の開示 を受けた日その他 当該保有個人情報 を特定するに足 りる事項	訂正請 求の趣 旨及び 理由	訂正を求め る内容		個人情報 訂正(不訂 正)の決定 の通知をし た日	訂正請求に かかる保有 個人情報が 記録されて いる公文書 の名称	訂正しな いこととし た理由
													訂正 前	訂正 後			
51	2月20日	教育委員会 学校教育課	●●●●●で行ったカウンセリングの記録 ●●●● 令和3年度～令和4年度 ●●●● 令和4年度～令和6年度	●●●●●で行ったカウンセリングの記録 ●●●● 令和3年度～令和4年度 ●●●● 令和4年度～令和6年度	3月6日	一部開示	他の生徒のクラス・氏名・担任教諭	第78条第1項第2号	開示請求者以外の特定の個人を識別 することができるため								
52	2月21日	健康福祉部 介護・高齢福祉 課	平成30年以降●●●●●に関する 認定調査表 主治医意見書 結果通知書	認定調査票・主治医意見書・要介護認定結 果通知書	3月6日	全開示											
53	2月26日	市民生活部 戸籍住民課	本人が記載された住民票等の交付申請書 (本人及び同世帯員が申請したものを除く) 本人が記載された戸籍証明等の交付申請書 (本人、同一戸籍及び直系血族が申請したものを除 く) 期間令和3年4月1日から令和7年2月26日まで	本人が記載された住民票等の交付申請書 (本人及び同世帯員が申請したものを除く) 本人が記載された戸籍証明等の交付申請書 (本人、同一戸籍及び直系血族が申請し たものを除く) (申請期間:令和3年4月1日から令和7年2 月26日まで)	3月10日	一部開示	開示請求者以外の氏名(ふりがな)、住 所、郵便番号、生年月日、利子補給番 号、利用開始年及び完済予定年 公的機関による法的根拠に基づく住民票 及び戸籍の請求書	第78条第1項第2号 第78条第1項第7号	開示求者以外の特定の個人が識別され るため。 開示することにより公的機関が行う事務 又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるため。								
54	2月26日	市民生活部 戸籍住民課	住民票の写し等交付申請書 戸籍証明書の交付申請書 R3.4.1～現在(本人、公用分は除く)	開示請求者が記載された住民票の写し等 の交付を求める「住民票の写し等の交付申 請書」及び「戸籍証明等の交付申請書」 (本人及び公用請求申請を除く) (申請期間:令和3年4月1日から令和7年2 月26日まで)	3月12日	一部開示	①委託先の従業員の印影 ②土地家屋調査士の印影 ③本籍、氏名、筆頭者、特に記載が必要 な事柄、証明書の使用者の住所、氏名、 目的、電話番号及び続柄	①第78条第1項第2号 ②第78条第1項第3号及び第5号 ③第78条第1項第2号	①開示請求者以外の特定の個人が識 別されるため。 ②土地家屋調査士に関する情報であ り、開示することにより当該調査士の権 利、競争上の地位その他正当な利益を 害するおそれがあるため及び犯罪の予 防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ③開示請求者以外の特定の個人が識 別されるため。								
55	2月27日	市民生活部 戸籍住民課	(本人、同世帯、公用分)除く、住民票等の写しの申 請書 R7 年1月15日～2月26日	本人、同世帯請求及び公用分を除く、住 民票の写し等の交付申請書 (申請期間:R7 年1月15日から2月26日ま で)	3月6日	一部開示	① 請求に係る者の氏名・範囲のうち、開 示請求者以外の情報 ② 業務の種類、依頼者の氏名又は名 称、依頼者について該当する事由、上記 に該当する具体的事由、提出先又は提出 先がない場合の処理 ③ 行政書士の印影 ④ 委託先従業員の印影	① 第78条第1項第2号 ② 第78条第1項第2号又は第3号 ③ 第78条第1項第3号及び第7号 ④ 第78条第1項第2号	① 開示請求者以外の特定の個人が識 別されるため ② 開示することにより依頼者を識別す ることができるため。依頼者が識別され ることにより、行政書士と依頼者との信 頼関係が損なわれるおそれがあるため 及び行政書士の業務に支障を及ぼすお それがあり、行政書士の権利、競争上 の地位その他正当な権利を害するおそ れがあるため。 ③ 開示することにより該当行政書士の 権利、競争上の地位その他正当な利益 を害するおそれがあるため及び犯罪の 予防に支障を及ぼすおそれがあるた め。 ④ 開示請求者以外の特定の個人が識 別されるため。								
56	3月7日	健康福祉部 介護・高齢福祉 課	・要介護認定区分 ・認定調査表 ・主治医意見書 ・期間:令和3年7月16日～令和6年4月15日	要介護認定結果通知書、認定調査票	3月18日	全開示											
				主治医意見書	3月25日	全開示											
57	3月13日	健康福祉部 介護高齢福祉課	平成27年 認定調査表 主治医意見書 結果通知書	要介護認定結果通知書・認定調査票・ 主治医意見書	3月25日	全開示											
58	3月24日	健康福祉部 介護高齢福祉課	主治医意見書(R6.1.25 認定の物)	主治医意見書	4月21日	全開示											

資料3 令和6年度会議公開実施状況一覧

No.	附属機関等名	設置根拠	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			
					公開	一部 公開	非公開	延べ 傍聴 人数
1	表彰審査委員会	表彰条例	秘書課	非公開	0	0	1	0
2	春日井市総合計画審議会	春日井市総合計画審議会 策定条例	企画政策課	未開催				
3	開発事業紛争調停委員会	開発事業に係る紛争の予 防及び調整に関する条例	総務課	未開催				
4	情報公開・個人情報等保 護審査会	情報公開・個人情報等保 護審査会条例	総務課	一部公開	1	0	1	1
5	行政不服審査会	行政不服審査条例	総務課	未開催				
6	春日井市特別職報酬等審 議会	春日井市特別職報酬等審 議会条例	人事課	公開	1	0	0	0
7	防災会議	災害対策基本法	市民安全課	公開	1	0	0	2
8	国民保護協議会	国民保護法	市民安全課	公開	1	0	0	0
9	新型インフルエンザ等対 策連絡調整会議	春日井市附属機関設置条 例	市民安全課	未開催				
10	市民憲章審議会	春日井市民憲章審議会条例	市民生活課	未開催				
11	市民活動支援センター運 営委員会	市民活動支援センター運 営委員会要綱	市民活動支援 センター	公開	1	0	0	0
12	多文化共生審議会	春日井市附属機関設置条 例	多様性社会推 進課	公開	1	0	0	0
13	男女共同参画審議会	男女共同参画推進条例	多様性社会推 進課	公開	1	0	0	0
14	青少年女性センター運営 委員会	青少年女性センター運営 委員会要綱	多様性社会推 進課	公開	1	0	0	0
15	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	保険医療年金 課	公開	2	0	0	0
16	市民会館運営審議会	市民会館条例	文化スポーツ 振興課	未開催				

No.	附属機関等名	設置根拠	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			
					公開	一部 公開	非公開	延べ 傍聴 人数
17	生涯学習審議会	社会教育法	いきがい推進課	公開	2	0	0	1
18	文化振興審議会	春日井市附属機関設置条例	文化スポーツ振興課	一部公開	1	1	0	1
19	道風記念館運営協議会	道風記念館条例	道風記念館	公開	2	0	0	0
20	スポーツ表彰審査会	春日井市附属機関設置条例	文化スポーツ振興課	非公開	0	0	1	0
21	図書館協議会	図書館条例	図書館	公開	1	0	0	2
22	予防接種健康被害調査委員会	春日井市附属機関設置条例	健康増進課	非公開	0	0	4	0
23	救急医療対策会議	春日井市附属機関設置条例	健康増進課	公開	1	0	0	0
24	健康施策等推進協議会	春日井市附属機関設置条例	健康増進課	公開	2	0	0	1
25	胃内視鏡検診運営会議	春日井市胃内視鏡検診運営会議設置要綱	健康増進課	非公開	0	0	1	0
26	地域福祉計画推進協議会	春日井市附属機関設置条例	福祉政策課	公開	4	0	0	2
27	民生委員推薦会	民生委員法	福祉政策課	未開催				
28	高齢者総合福祉計画推進協議会	春日井市附属機関設置条例	福祉政策課	公開	1	0	0	0
29	福祉有償運送運営協議会	春日井市附属機関設置条例	福祉政策課	未開催				
30	老人ホーム入所判定委員会	春日井市附属機関設置条例	地域共生推進課	非公開	0	0	4	0
31	地域包括支援センター運営等協議会	春日井市附属機関設置条例	地域共生推進課	公開	5	0	0	9
32	地域包括ケア推進協議会	春日井市附属機関設置条例	地域共生推進課	公開	2	0	0	6

No.	附属機関等名	設置根拠	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			
					公開	一部 公開	非公開	延べ 傍聴 人数
33	春日井市介護認定審査会	介護保険法	介護・高齢福祉課	非公開	0	0	455	0
34	障がい支援区分判定審査会	障害者総合支援法 春日井市附属機関設置条例	障がい福祉課	非公開	0	0	24	0
35	障がい者施策推進協議会	障害者基本法 春日井市附属機関設置条例	障がい福祉課	公開	2	0	0	15
36	地域自立支援協議会	春日井市附属機関設置条例	障がい福祉課	公開	2	0	0	19
37	一体的就労支援事業運営協議会	春日井市附属機関設置条例	生活支援課	非公開	0	0	1	0
38	子ども・子育て支援対策協議会	春日井市附属機関設置条例	子育て推進課	公開	4	0	0	2
39	特別支援保育審査委員会	春日井市附属機関設置条例	保育課	非公開	0	0	2	0
40	環境審議会	環境基本条例	環境政策課	公開	2	0	0	1
41	春日井市廃棄物減量等推進審議会	春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	ごみ減量推進課	公開	2	0	0	0
42	商工業振興審議会	商工業振興条例	経済振興課	公開	1	0	0	1
43	春日井市観光によるにぎわい創出推進会議	春日井市附属機関設置条例	経済振興課	一部公開	1	1	0	2
44	人・農地プラン検討会	春日井市附属機関設置条例	農政課	未開催				
45	都市計画審議会	都市計画審議会条例	都市政策課	公開	1	0	0	0
46	都市景観審議会	都市景観条例	都市政策課	未開催				
47	町名等審議会	町名等審議会条例	都市政策課	未開催				
48	自転車等駐車対策協議会	自転車等放置防止条例	都市政策課	未開催				

No.	附属機関等名	設置根拠	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			
					公開	一部 公開	非公開	延べ 傍聴 人数
49	地域公共交通会議	春日井市附属機関設置条例	都市政策課	公開	2	0	0	0
50	空き家等対策協議会	春日井市附属機関設置条例	住宅政策課	公開	2	0	0	1
51	住生活基本計画推進協議会	春日井市附属機関設置条例	住宅政策課	公開	3	0	0	3
52	高蔵寺リ・ニュータウン 推進会議	春日井市附属機関設置条例	ニュータウン 創生課	公開	2	0	0	1
53	開発審査会	都市計画法	建築指導課	非公開	0	0	3	0
54	建築審査会	建築基準法	建築指導課	非公開	0	0	3	0
55	旅館等建築審査会	旅館等の建築の規制に関する条例	建築指導課	未開催				
56	緑の審議会	緑化の推進に関する条例	公園緑地課	公開	1	0	0	0
57	春日井市民病院事業評価 委員会	春日井市附属機関設置条例	管理課	公開	1	0	0	0
58	上下水道事業経営審議会	春日井市附属機関設置条例	上下水道経営 課	公開	4	0	0	2
59	消防賞じゅつ金等審査委 員会	消防賞じゅつ金及び殉職 者特別賞じゅつ金条例	消防総務課	未開催				
60	通学区域審議会	通学区域審議会条例	学校教育課	未開催				
61	学校保健結核対策委員会	春日井市附属機関設置条例	学校教育課	非公開	0	0	1	0
62	いじめ・不登校対策協議 会	いじめ・不登校対策協議 会設置要綱	学校教育課	公開	2	0	0	0
63	就学支援委員会	春日井市附属機関設置条例	学校教育課	非公開	0	0	4	0
64	放課後教室運営委員会	春日井市附属機関設置条例	学校教育課	公開	1	0	0	0

No.	附属機関等名	設置根拠	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			
					公開	一部 公開	非公開	延べ 傍聴 人数
65	いじめ問題対策委員会	春日井市附属機関設置条例	学校教育課	公開	2	0	0	1
66	文化財保護審議会	文化財保護条例	文化財課	一部公開	1	1	0	0
67	学校給食運営委員会	学校給食調理場条例	学校給食課	公開	1	0	0	0
68	春日井市西部地区新調理 場整備運営事業者選定委 員会	春日井市附属機関設置条 例	学校給食課	非公開	0	0	2	0
					68	3	507	73

諮問第71号

答 申 書

春日井市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して令和5年9月29日付けで行った5春建第415号公文書一部開示決定（以下「本件第一決定」という。）、令和5年12月6日付けで行った5春建第568号公文書一部開示決定（以下「本件第二決定」という。）及び令和6年1月5日付けで行った5春建第415-2号公文書不開示決定（以下「本件第三決定」という。）については、妥当である。

本件第一決定及び本件第三決定に係る開示請求の対象は、「春日井市●●●●●●●●地内の盛土工事（令和５年施工分）（以下「本件変更工事」という。）に係る一切の公文書」であり、本件第二決定に係る開示請求の対象は、「春日井市●●●●●●●●外２筆に係る宅地造成工事（以下「本件工事」という。）の変更許可通知以降完了検査済通知までの一切の公文書」である。

実施機関は、本件第一決定について、「宅地造成に関する工事の変更許可申請書」、「宅地造成に関する工事の変更許可について(伺)」及び「市所有土地への立入りと造成工事に係る覚書について(伺)」の3つを対象公文書とし、個人の氏名、住所等の個人情報を開示としない一部開示決定を行った。また、本件第二決定について、「宅地造成に関する工事の変更許可について(伺)」、「宅地造成に関する工事の完了検査申請書」、「完了検査指示書」及び「宅地造成に関する工事の検査済証の交付について(伺)」の4つを対象公文書とし、個人の氏名、住所を開示としない一部開示決定を行った。

本件第一決定及び本件第二決定に対して審査請求が提起され、昭和 62 年の文書である「宅地造成に関する工事の許可申請書」の開示が無いことを審査請求の理由としていたことから、改めて本件第三決定として、「宅地造成に関する工事の許可申請書」（以下「本件第三決定対象文書」という。）について不存在による不開示決定を行った。

審査請求人は、本件第三決定についても不服とし、審査請求を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

開示されていない公文書の開示決定処分を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、次のとおりである。

- (1) 「宅地造成に関する工事の許可申請書」については不存在とされているが、令和5年に本件工事に係る変更許可申請を受け付けている。当初申請書類がないのに変更許可申請を受け付けるのはおかしい。
- (2) 私が平成31年1月27日に許可申請人と面談したところ、市に対して不信感を抱いていた。当時の状況を考えると、許可通知書の写しを市が取得できたとは考えられない。
- (3) 本件工事に係る当初の工事（以下「本件当初工事」という。）は、工事完了予定時期からトラブルがあり、資料も膨大になっている。市は本件工事に問題意識を有していたはずなので、文書の廃棄等は考えられない。よって、当初申請書類は現在も存在している。
- (4) 本件変更工事について、意味不明の工事を土地取得者に強要するには、かなりの労力や経緯の説明が必要だったと思われ、公文書に相当するメモ等が存在したと考えられるが、それらの開示が全くされていない。
- (5) 本件工事に係る完了検査について、検査は「宅地造成等規制法」「宅地造成工事の実務の手引き」等の諸規程を踏まえたものでなければならず、当然に工事全体の検査であるべきだが、開示されたのは変更分に係る検査書類のみであった。全体の検査資料の開示を要求する。
- (6) 住民監査の結果及び春日井市情報公開・個人情報保護審査会の答申書に伏字がされているのは何故か。特に、場所を表す箇所（●●●●●●用地→●●●●●●用地）を伏せる理由は何であるのか。
- (7) 開示された文書について、意図的だと思うが印刷が淡くよく見えない。また、A3サイズの文書をA4サイズにして開示しているのはなぜか。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書及び口頭での説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件第一決定及び本件第二決定について、令和5年施工分の変更許可申請に係る公文書を一部開示決定としたのは、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる箇所を開示としたものである。

2 本件第三決定について、「宅地造成に関する工事の許可申請書」を不開示決定としたのは、令和4年6月27日に裁決されたとおり対象公文書は存在しないことから、不存在による不開示決定をしたものであり、当該裁決の日以降においても、対象公文書を取得しておらず保有していない。

3 当初申請書類がないのに変更許可申請を受け付けているとの意見があったが、許可申請書の副本に当たる「宅地造成に関する工事の許可通知書」の写し(以下「本件許可通知書の写し」という。)を許可申請人から取得しており、当初申請書類と同内容の文書を保有している。

また、本件許可通知書の写しは、審査請求人からの開示請求を受け、令和4年2月1日に一部開示決定を行っている。

4 本件変更工事について、相手方との協議に関する書類が全くないとのことだが、本件第一決定文書のうち「市所有土地への立入りと造成工事に係る覚書について(伺)」がそれにあたり、変更工事箇所の土地所有者である市と変更工事施工者で協議が行われた資料の開示をしている。

本件変更工事は、変更工事施工者が本件工事を完了するために実施するものであり、市所有の土地における工事ではあるが、本来、本件当初工事において完了されるべきものであるため、本件工事の完了、債権債務がないこと等を盛り込んだ覚書を作成し、変更工事施工者と締結したものである。

5 本件完了検査は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)及び市が定める宅地造成工事の実務の手引に基づき、「宅地造成に関する工事の完了検査申請書」及び「工事記録写真」が提出され、工事記録写真及び現地確認において、技術的基準に適合しているかの検査を行った。

検査において、指摘事項について指示書を作成し、指摘事項が是正されたため、検査済証の交付を行った。また、今回の検査は、変更工事だけでなく工事全体が検査の対象であるが、実施機関は、許可申請書の副本に当たる本件許可通知書の写しを保有しており、開示した資料のみで検査を行うことができるものである。

6 開示した文書の写しについては、意図的に印刷濃度を薄くする又はサイズを変えることはしていない。

第5 調査審議の経過

- 1 令和5年9月29日 実施機関が本件第一決定の通知をした日
- 2 令和5年12月6日 実施機関が本件第二決定の通知をした日
- 3 令和5年12月21日 審査請求のあった日
- 4 令和6年1月5日 実施機関が本件第三決定の通知をした日

- 5 令和6年 1 月 15 日 審査請求のあった日
- 6 令和6年 2 月 1 日 実施機関から弁明書を収受
- 7 令和6年 2 月 13 日 諮問のあった日
- 8 令和6年 3 月 4 日 審査請求人から意見書を収受
- 9 令和6年 3 月 18 日 実施機関の説明、審議
- 10 令和6年 4 月 26 日 審議

第6 審査会の判断

1 はじめに

審査請求人は、本件第一決定及び本件第二決定に対する審査請求並びに本件第三決定に対する審査請求において、審査請求の理由としていずれも同内容の主張をしていることから、以下、本件第一決定、本件第二決定及び本件第三決定の妥当性について合わせて検討する。

2 本件変更工事の許可申請の受付について

まず、審査請求人は、当初申請書類がないのに変更許可申請を受け付けるのはおかしい点を主張しているため、当初申請書類として開示されていない文書があるか否かについて検討する。

(1) 本件第三決定対象文書の不存在について

当初申請書類として審査請求人が指摘している文書は、本件第三決定対象文書、すなわち、宅地造成に関する工事の許可申請書である。

この点、本件第三決定対象文書については、審査請求人が令和4年2月24日に本件審査請求と同様の審査請求を行っており（以下「令和4年審査請求」という。）、当審査会は令和4年審査請求における答申（以下「令和4年答申」という。）において、同文書は、令和4年審査請求に係る開示請求の時点において存在したとは認められず、令和4年審査請求に係る公文書不開示決定については結論において妥当であるとしている。

よって、令和4年答申時点において本件第三決定対象文書が存在しないことは、同答申によって既に判断がなされている。

(2) 本件第三決定対象文書が存在しないことによる事務手続き上の支障

次に、実施機関が令和4年答申以後に本件第三決定対象文書を保有しているかについて、実施機関は保有していないと説明していることが妥当であるか検討する。審査請求人の主張は、本件第三決定対象文書がなければ本件工事の変更許可申請を受け付けることができず、申請を受け付けたとすれば本件第三決定対象文書を保有しているはずであるとの主張であると解されるため、以下では、本件第三決定対象文書が存在しないことにより、

本件工事の変更許可申請を受け付けることに支障が生じるかという観点から検討する。

この点について、実施機関は、本件第三決定対象文書の副本に当たる本件許可通知書の写しの提供を許可申請人から受け、本件変更工事に係る変更許可を行うに当たり必要な情報は保有しており、事務の遂行に支障はなかったと説明している。

本件工事における申請は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）の規定により、工事の許可申請書の正本及び副本に、同規則に掲げる書類を添付して提出されるものである。そして、本件当初工事が申請された昭和 62 年当時の許可は、当該申請書副本の許可通知欄に所要の記載をすることによって行うものとされ、許可申請人には、許可通知欄に許可の記載の入った許可申請書副本、すなわち許可通知書が交付されている。そのため、許可申請人から許可通知書の写しを取得することができれば、実施機関は許可申請書と同様の情報を保有することができる。

そこで、実施機関が本件許可通知書の写しを保有しているか否かについて検討する。

この点、審査請求人は、平成 31 年に許可申請人と面談した際の感触から、市が許可申請人から文書の提供を受けたとは考えられないと主張している。しかし、実施機関は、許可申請人から本件許可通知書の写しの提供を受け、審査請求人に対しても、令和 4 年 2 月 1 日付け公文書一部開示決定により本件許可通知書の写しを開示していることから、実施機関が本件許可通知書の写しを保有していることについて疑う余地はない。

よって、実施機関が本件許可通知書の写しを保有していることは明らかであり、それにより事務上の支障は発生していないとの実施機関の説明には不自然、不合理な点は認められない。また、同様に、実施機関が令和 4 年答申以後においても当初申請書を保有していないという説明についても、不自然、不合理な点は認められない。

3 関係者との協議に係るメモ等の公文書の存在について

審査請求人は、本件変更工事に関し、土地所有者である市と変更工事施工者との協議に係る書類について、開示されたもの以外にも公文書に相当するメモ等が存在すると主張している。

この点について、実施機関は、口頭での事前相談はあったが、公文書として保有しているものは当該覚書のみであると説明している。当該覚書は、市が、造成工事の完了、債権債務がないこと等を盛り込み作成し、変更工事施

工者と締結したものであるため、当該覚書以外の公文書がなくとも管理上支障はないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

4 工事全体の検査に対する文書の開示の有無

審査請求人は、工事の完了検査について、完了検査は法令等の諸規程を踏まえる必要があり、本件工事全体の検査であるべきなので、全体の検査に係る公文書が開示されるべきと主張している。

この点について、実施機関は、検査は工事全体として行っているものであり、完了検査は、宅地造成及び特定盛土等規制法及び市が定める宅地造成工事の実務の手引に基づき、提出を受けた工事記録写真及び現地確認により検査を実施し、当初の工事箇所及び変更工事箇所の確認を行っているという説明をする。

また、完了検査を行うにあたり、当初工事における許可申請書の内容については、上記2で記載のとおり、本件許可通知書の写しを保有していることから内容の確認は可能であり、宅地造成に関する工事の完了検査の遂行に支障はないという実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

よって、工事全体に対する完了検査済通知までの一切の公文書が開示対象とされているとの実施機関の説明にも、不自然、不合理な点は認められない。

5 その他の主張について

審査請求人は、住民監査請求の結果及び春日井市情報公開・個人情報保護審査会の答申書に伏字がされていることを疑問としている。答申書の内容は、市のホームページ上にも公開されているが、請求人の住所・氏名や工事の場所を表す箇所については特定の個人が識別されるおそれがあるため、何人も閲覧可能な市のホームページ上で公表する際に伏字としているものであり、審査請求人本人へ送付する住民監査結果及び答申書の写しにおいては伏字処理はされていない。

また、開示された文書について、印刷が淡くよく見えないこと、A3サイズの文書をA4サイズに縮小して開示しているのではないかという主張があるが、春日井市情報公開事務取扱要領においても縮小、拡大は行わないとしており、実施機関は、印刷濃度を意図的に薄くして複写することは行っておらず、複写機の標準濃度で複写したものであり、また、用紙サイズについても、文書原本のサイズをそのまま変えずに複写しているとしている。

6 結論

以上により、本件開示請求において、本件第一決定及び本件第二決定において開示した文書以外の公文書が存在しないことについて不自然、不合理な点は認められず、本件第一決定、本件第二決定及び本件第三決定はいずれも

妥当であることから、上記第 1 記載の審査会の結論のとおり判断した。

第 7 答申に関与した委員

尾関栄作、金井幸子、森幸子、杉山苑子、林昌宏

6 春総第 745 号

令和6年11月21日

春日井市長 石 黒 直 樹 様

春日井市情報公開・個人情報等保護審査会

会長 尾 関 栄 作

春日井市情報公開・個人情報等保護審査会条例第2条第2項に基づく諮問について（答申）

令和6年11月1日付け6春総第664号による、春日井市情報公開・個人情報等保護審査会条例第2条第2項に基づく諮問（特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検）について、次のとおり答申する。

1 点検対象事務

- (1) 住民基本台帳に関する事務
- (2) 市民税（個人）事務

2 点検結果

1(1)及び(2)の全項目評価書について、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に基づき点検した結果、実施手続等に適合し特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当である。

連絡先 春日井市情報公開・個人情報等保護審査会事務局

（春日井市総務部総務課文書担当 古川、濱本）

電話：85－6129

令和6年度情報公開・個人情報等保護制度施行状況報告書

令和7年5月発行

発 行	春日井市総務部総務課
問い合わせ先	〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地 春日井市総務部総務課文書担当 電話番号（0568）85-6129 Eメール somu@city.kasugai.lg.jp